

令和6年11月20日

平成27年（ワ）第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 国 外1名（東京電力ホールディングス株式会社）

人証顛末記

東京地方裁判所民事第50部 合ろ係

令和6年9月18日

103号法廷

開廷	午前10時30分から午後2時50分
井上一芳証人尋問	午前10時40分から11時40分
井戸川克隆原告尋問	午後1時30分から2時50分
閉廷	午後2時55分頃

原告 井戸川克隆

証 人 調 書

証人 井上一芳



証 人 調 書

(この調書は、第30回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成27年(ワ)第13562号
期 日	令和6年9月18日 午前10時30分
氏 名	井上一芳
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いっわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名 井 上 一 芳



原告

本日このような場で証言を頂くことは、非常に不満ではありますが、かかる今回の事故についてお尋ねします。まず3月11日の事故時のとき、あなたの職場は、どこでしたでしょうか。

私は事故時、双葉町ヘルスケア内の社会福祉協議会に勤めておりました。

役職は何をやっていましたか。

事務局長です。

あなたは以前、避難訓練に参加したことはありますか。

はい。平成22年度の福島県主催の原子力防災訓練に参加しております。

何をそのときやられたのでしょうか。

町の災害対策本部からの避難指示で、要介護の利用者を避難させました。

あなたは発電所で非常事態が発生した場合、どのような行動をすることになっていたのでしょうか。

政府の災害対策本部より、緊急事態宣言が発令され、避難指示が出た後、町にその情報が入ります。町の災害対策本部長からの避難指示で指定された避難場所に避難することとしておりました。

防災訓練で経験したシナリオというのは、どのようなものでしたか。

今も少し述べましたが、政府の災害対策本部より、緊急事態宣言が発令され、直ちに避難指示が発出されますと、そのことが町の災害対策本部に入ります。それを受けて、町の災害対策本部長より町民に対して避難指示がありましたので、それを基に、職員並びに利用者のかたを避難させるようにして避難させました。

そのときは、スムーズに行われたのでしょうか。

はい、シナリオどおりスムーズに進みました。

本件においては、どうでしょうか。

事故発生まで何の情報もなく、大規模地震が起こったということだけは、その体で覚えていましたので、その後は通常の事故に対する対応だけをしておりました。

平成23年3月11日と12日の主な出来事は何だったんでしょうか。

3月11日は金曜日でしたので、通常の社会福祉協議会の事務を朝から執っておりました。午後2時46分、あの大規模な大地震です。少し収まるのを待ってヘルスケア内を点検したところ、もう各部屋備品等が氾濫しておりました。幸いにしてけが人が一人もなく、ただエレベーターは止まっておりました。状況はそんなところでした。

後ほど、また関連するかもしれませんが、先へ進みます。介護者たちの避難誘導はどのようにされましたか。

私の主な業務が社会福祉会の業務なんですが、デイサービスと訪問介護の仕事をメインにしておりました。デイサービスは建物の2階にありましたので、そのかたたちをとにかく避難させるようにやりました。

12日に猛烈な被ばくをされたと聞いていますが、詳しく説明してください。

12日は朝の7時頃までは何の情報もありませんでした。8時少し前に町の災害対策本部長から避難指示が発せられ、今回の大地震及び津波により、ヘルスケア内にも200名を超える町民が避難しておりました。そのかたがたに避難指示が出たことを伝え、若い職員とともに川俣町に向けて避難をさせました。その後は、実は要介護者がその日は50名を超える53名でしたか、いたものですから、その53名に対し、フロアが2階だったためにエレベーターも使えない、そうすると歩けるかたについては階段を下りていただきましたが、車椅子利用のかたについては3人がかりで車椅子を抱えて1階まで降ろした記憶

がございます。また、避難にいたって、重度の要介護者については、県中通りのヘリコプターで避難させてくれるという情報が入っておいりましたので、ヘリコプターの発着所となった双葉高校のグラウンドまで運ぶようにしました。そのときに、あの1号機の爆発が起きました。

あの質問を再度確認しますけれども、私は猛烈な被ばくをされたと聞いていますが、詳しく説明してくださいという質問をしたってことなんです。もう一度お答えください。

すみません。省略してしまいました。実は、原発事故については何の情報もなかったんです。その関係で結果的には要介護者の介護者と職員がですね、全員がその12日のベントによるひどい被ばく、そして3時36分の原発の爆発によりまして、非常な放射能を浴びました。そこで続きなんです、川俣町でスクリーニング検査を受けているわけですが、その状況をお話してください。

13日の夕刻、突然、スクリーニング検査をする検査官らが訪問しまして、スクリーニング検査をするということで、私が最初にスクリーニング検査を受けました。始まったら、すぐにすみません。顔と手を洗ってきてくださいって言われました。洗面所に行き顔と手足を丁寧に洗って戻って再検査を受けました。再度もう一度お願いできますかと言われ、再度、同じことを繰り返しました。しかしこれは3度ほど言われたのですが、3度とも結果的には放射能汚染が下りなかったのでしょう駄目でした。また着ている衣類については脱ぐことと言われたのですが、着替えを持って行っておりませんでしたので、上着を取るぐらいで終わってしまいました。その後、避難中10日間ほどは中の衣類は交換できませんので、その状態が続きました。

裁判長

今の答えの中で、顔と手足を洗ってきてと言っていたんだけど、駄目でしたというのは何が駄目だったんですか。

結果的にですね、再度測定しても検査官が希望する数値には放射能が落ちないっていうことだったようです。ただ、手と鼻が表面について洗えば落ちるんだろうという感覚で恐らく話をされたんだと思います。私も再度洗ってこいと言われたことが趣旨がいまいち分からないで最初は洗いました。

あなたが駄目だったというのは、顔と手足を洗ってきても数値が下がることがなくて駄目だったと、そういうことでおっしゃりたかったのね。

ということだと思います。検査官が話さないの分かりませんでした。あなたがそう理解しましたということですね。

はい。

原告

井上証人御自身の被ばくの影響について、いわゆる自分が体感されたことについて述べてください。

私が仕事が忙しくて気付かなかったんですが、6月の議会のときに議員から、井上さん頭の毛が薄くなったねって言われて、初めて薄くなっていることに気がつきました。また、体毛についても全てなくなっておりました。髪の毛については戻ったのですが、体毛については戻りませんでした。今日も、そうなんですが、やはり体調が時々、異常が出まして体がだるかったりイライラしたり、そういうことがあります。体調が不良のときには今も内科及び耳鼻科に通っております。耳鼻科には耳下腺に大きな腫れたできものができまして、それについては取り除きました。また目についてもその後、非常に悪くなって、もともとは1.5あった視力ですが、今は眼鏡がないと何も読めません。

本当にひどい被ばくをされたことなんですけれども、それについて誰かからお見舞いを受けるとか、あるいは、おわびを受けるとかいうことはありましたか。いわゆる被ばくをさせた側から、おわびをされるとか。

そういうことは一切ありませんでした。

みじんにも、全くなかったんですか。

全くないです。

ふだん会っても何言わないですか。

何も言わないです。

井上証人は、体調不良を抱えながらの人生をどのように考えていますか。

今も病院は通院しているんですが、一番の心配は本当の体調不良になったらどうするか、結果的には、晩発性障害です。これが発症したらどうするか、これについては是非面倒と賠償をしていただきたいと考えています。

井上証人に不利益な情報が告知されなかったのかどうか、されたのかどうかお聞きします。

防災訓練のときには必ず情報として入るんですが、今回は一切ありませんでした。非常に心外で問題だと思っています。

原発事故における、いわゆる事故の備えにおいて、私たち現地では防災訓練をやっていましたけれども、その防災訓練の形を見ること知ることはできませんでしたか。

今回の事故では、見ることはできませんでした。

どこにも見るができなかったということですか。

そうです。

どこに原因があると思いますか。

これは原発事故というよりも非常事態、緊急事態が発生したときの国の対応だと思います。通常防災訓練のときには、必ず緊急事態の発生

を宣言したときには、次に直ちに避難をさせるという行動を取って
おりました。もちろんベントの前に私どもは避難させていただきました。
これは訓練ですけれども。今回は、その情報が町から一切入りません
でした。後で町に問い合わせると、そういう情報は一切流れてきてい
ないと、現地対策本部にも入ることもなかったと聞いております。

やがて井上証人は双葉町副町長に就任するわけですが、就任後、何が分
かりましたか。

就任してみて、例えば、避難エリアの設定、中間指針、避難指示解除
の条件ともろもろが結果的には、国、又は東京電力から、町への相談
もなく、決定されて押しつけられてきているなということが分かりま
した。

証人には、そういう思いを共有されている理解したということです。一番先
に感じたこと、もう一度くどいようですが、簡単にお聞かせください。

事故後のシナリオが、最初から決まっているんじゃないかと、今後ど
のように流れるかということが、そんな感じが一つしました。もう一
つは、あれだけの事故がありながら、何ら事故原因の調査もせずに想
定外にされたということです。もう一点は、我々にかかることですが、
最初は被害者ですが、いつの間にか、加害者にされたような感じがし
ます。

事故後のシナリオが既に前もって決まっていたという今、御発言ですが、
も、この辺もう少し詳しくお話してください。

避難指示エリアの決定にしても、中間指針にしても、避難指示解除に
ついて、全て町と相談することなく今回はやられているようです。
我々に入ってくるのは、こんなふうに流れてきたよって伝えられるだ
けです。それで行動するような状況が続きました。

政府災害現地対策本部は、事故情報を町の災害対策本部に届けられなかった

ため、町が井上証人に事故情報を伝えられなかったわけですが、この責任は誰にあると思っていますか。

菅直人政府災害対策本部長だと思います。

前例のない事故で双葉町が不利益を被ったことを思い出して述べてみてください。

裁判長

まず前提として、この今回の事故において双葉町というのが不利益を被った、という結果になったかどうかということについては、あなたの認識、どういうことになりますか。

ちょっと幅広いで少し回答がずれるかもしれませんが、実は今回の事故で私は全てをなくしてしまいました。例えば、ふるさとであつてもそうですし、友もそうですけども、この緊急避難した以降、双葉町に入るには必ず許可を取って入らなくてはならないと、自分の家に戻るのになぜ許可を取って入らなければならないのか、そしてまた、私どもは放射能の高さにびっくりしております。不利益は、そんなところですよ。

原告

我が国には、本件事故前から、原子炉等規制法とか、放射線障害防止規則で民間人、一般国民は被ばく限度を1ミリシーベルトということに定められていますけれども、原告はこれは超えた被ばくをされましたか。

はい。私は1ミリシーベルトということは知っておりました。しかし、その後はですね、何の根拠もない20ミリシーベルトで全て取り扱われました。避難指示についても中間指針についても避難指示条件等についても、20ミリシーベルトで行われている。そのことについて私は違憲だと思っています。

裁判長

今質問されたのは、あなたは1ミリシーベルトを超える被ばくをしましたかという質問だったんですけれども、この点はいかがですか。

それは、スクリーニングの結果が私に来ていませんですけれど、それ以上の被ばくをしていると考えております。

スクリーニングの結果では、1ミリシーベルトを超えているいない、分からないのですか。

スクリーニング検査を13日の夜、やったわけですが、その結果をあのときは放射線医学総合研究所で実施したわけですが、何のデータも置いていっていないし、私どもにもどういう結果だったという話はしていないんです。ただ明らかにそれは超えているというのが分かります。

原告

井上証人は事故後に御自分の権利を誰かに委任されたでしょうか。

委任しておりません。

本件事故で被った悔しい思いを述べてください。

実は友をなくしました。そして、ふるさとをなくしました。この状況は私はサラリーマンでしたので、外で仕事をしておりまして、ふるさとに戻って、ゆったりした生活をしたい、そんなことを考えながら、ふるさとに戻ったわけですが、それさえもなくなりました。私の実家は自宅のエリアは、中間貯蔵施設エリアになっているものですから、今後30年たたないと自宅に帰ることができません。そのときの年齢は100を超えております。

今のお答えでは、先が見えないということですね。令和4年の最高裁判所では、国には原発事故の責任がないと判決されたことについて、どのように考えていますか。

え、本当なの。というのが本音です。事故前の状況を調べてみますと、

東京電力株式会社に指導もできない、そしてやらない、それでいて事故の後処理、除染事業、復興事業と、国は我々の税金を使っております。もし責任がないのであれば、そういうことはできません。それを今も実行しております。また今回の事故に至ってですね、先に国の指導又は自分たちが検討した結果を持って、東京電力自身が防災計画を実行していれば、今回の事故は発生しなかったと思います。また、そういうことを町に、こんな検討をしているという安全対策のことですから、協定があるわけですから、それで報告していれば、町は対策を採るまで原子力発電所をストップしたと思います。そういうことが抜けたために今回の事故が発生したと私は考えております。

ちょっと質問が広くなっちゃったんで、まとめますけれども。いわゆる国には原発事故の責任がないと判決されたことについて、簡単にもう一度お答えください。

それはおかしいと思います。ひと言でいうと、そういうことです。

原告と証人に報いる判決が、最高裁判所と各地の高等裁判所にて出ています。原発事故の責任は、国はないということなので当時の町の町長と副町長にも責任がないということです。避難のさせ方が悪いと日夜、町民から責められました。責任はひとえに被告東電に集中されたのです。国に責任がないということは、国民に事故の責任がないので国民の税金が事故処理費用や賠償金に使われないのです。更に被ばく被害を矮小化することに国は関与しないために国にだまされることもなくなります。また国によってIAEA等の国外機関を使い、偽装されることもできなくなるのです。ただし、被告東電には責任が集中しますので、破綻の道しか選択できません。これが原子力発電所の宿命というものです。怖い話ですが、証人はどのように考えていますか。端的にお答えください。

私は国に責任がないということは考えておりません。国に責任がある

と思います。

被告国指定代理人（橋本）

平成23年3月11日、そして12日、当時のことについてお聞きしますが、あなたは当時、双葉町の社会福祉協議会の事務局長であったということですね。

はい。

その日の当時は、要介護者の介護や、避難者の受入れ、そして12日には、要介護者の避難をされていたということですね。

はい、もう一つは避難所になっておりましたので、避難された200名の町民の避難をさせました。

あなたは社会福祉協議会の事務局長ということですから、そのお立場で行動されていたということですよ。

はい。

双葉町の現地対策本部にいたわけではないですよ。

ないです。

そうすると、あなたが先ほど、現地対策本部には何の情報も入ってこなかったと聞いていますということは、あなたが体験した事実を述べたわけではなく、原告若しくは、どなたかから聞いた事実を述べたものということで、よろしいですか。

はい。実は、避難指示等が一切入らないものですから、こちらから町役場に聞きました。町の災害対策本部に聞いております。

町から聞いた回答をあなたがここで述べたということですね。

そういうことです。私の知っていることを述べました。

被告東京電力代理人（棚村）

あなたの今回提出された陳述書、甲ハ第201号証に記載されている住所というのは、震災当時のあなたの住所ということでよろしいですか。

今も同じ住所です。現住所はそこにあります。

現在あなたはどちらにお住まいですか。

埼玉県加須市日出安367の1です。

震災当時のあなたの年齢は、お幾つでしたか。

14年前、63歳かな。

あなたは震災後の平成23年4月1日から双葉町の副町長になられたのですね。

はい。

副町長は、いつまでなさっていらっしゃいましたか。

平成25年3月10日です。

退職後は、お仕事などはどのようにされましたか。

今は無職ですので、趣味の農業をしております。

それは、加須市内でということでしょうか。

そうです。

原発事故後、双葉町の中で帰還困難区域というような指定をされた区域がありますけれども、その後、その一部である特定復興再生拠点区域については、避難指示が解除されるに至っているということは御存じですか。

もちろん、知っています。

今の双葉町には、新しい庁舎になったJR常磐線の双葉駅というのがあって、JR常磐線全線も既に開通しており、現在双葉駅には、特急列車も普通列車も停車するという事とも、もちろん御存じですね。

少しいいですか。

御存じかどうか、まずお答えいただけますか。

はい、知っています。

あなたは新しくなった双葉駅を利用したことはありますか。

ありません。

双葉駅の西側の地区には、公営住宅プロジェクトというのがあって、現在86戸の建物が完成して、お住まいになっているかたもいらっしゃるというふうにお聞きしておりますけれども、あなたのお知り合いのかたで、この駅西住宅に戻って生活をされているというかたはいらっしゃいますか。

私は、分かりません。今、いるかどうか。

双葉町役場につきましては、令和4年9月から双葉駅前の新庁舎で業務を開始しているということはお聞きになっていませんか。

当然、知っています。

あなたのかつての同僚であるとか、後輩のかたがたも新庁舎で働いているということでしょうか。

当然、仕事をしていますから、働いています。

そういう双葉町の役場の後輩のかたがたとはい現在もつながりなどはありますか。

あります。

どのようなつながりが、ありますか。

仕事でいろんな問合せが。私も状況を知るためにいろんな問合せをしますし、現状どうかも問い合わせています。したがって今、何名住んでいるかまで聞いております。

先輩であるあなたに対して、今後の双葉町のことについて、いろんな御相談があったりするというようなこともあるのでしょうか。

あります。

乙二第190号証を示す

まず表紙を示します。こちら平成25年6月、双葉町が策定した計画と、復興まちづくり計画ということですのでけれども、先ほどの話だと、あなたが副町長を務めておられた平成25年3月までということですが、このようなプランの策定にはあなたは携わっていますか。

携わっておりません。

あなたは副町長でいらっしゃる間、双葉町の復興の在り方ということについて、いろんな議論があったかと思うんですけれども、そのような点については、どのようなお考えをお持ちでしたか。

まず放射能です。我々は埼玉に避難したってことは、放射能の濃度が1ミリシーベルト決まっています。それを20ミリシーベルトで解除するということについては反対をしました。それは、健康被害も心配されますし、私が結果的に避難するときに受けた放射能で体調が十分ではないということがあるからです。そのことから言ってもですね、2年前の8月31日に解除しましたが、大丈夫かなという町民に対する過去の副町長としての心配があります。今でも双葉町民が、先ほど86世帯の駅西住宅を作られましたって言いましたが、もともとの双葉住民は、まだ今年の4月現在で64名しか2年たっても戻っていません。解除されたというエリアは15%ぐらいです。私は、あれだけの放射能の汚物、中間貯蔵施設を見て、原子力も完全じゃない姿で戻すことは今でも反対しております。

あなたが平成25年3月に副町長を退任されたことになるんでしょうが、それは何か理由があるんですか。

はい、当時町長が替わりましたし、この後の町長については、私と意見が少しずれておりましたので、継続して勤めるつもりはありませんでした。

最近の新聞報道によりますと、双葉町の中でも新たに国際会議の開催まで可能な地域最大のカンファレンスホテルを令和8年3月に開業するという予定で着工準備が進められているというようなことが報じられておりますが、そのような情報というのは御存じでしょうか。

はい、耳には入っています。

このように新たなホテルも双葉町で建設される予定であり、そのような形で人も集まる、また企業もこのような国際的なホテルの建設を双葉町内で作るということに関する投資判断もするというような現在の双葉町の状況について、あなたとしてはどのようにお感じになりますか。

多分、私ならやらないでしょう。現地を知っている人間であれば、あなたは、そうお感じになるということですかね。

そうです。

平成23年3月11日のときにですね、社協の事務局にあなたはいらっしゃったということですね。

はい、おりました。

そこには、地震と津波による避難者を受け入れていたというふうに書いてありますが、間違いはないですか。

はい。結果的には、町の防災訓練、県とか国の防災訓練ではないですが、チリ沖地震津波のことがありますので、必ず防災訓練は実施します。そのときは、もともとヘルスケアは避難所になってございます。先ほど、200名ぐらいの避難者がいらっしゃったというふうにおっしゃっていたんですが、この200名というのは地震若しくは津波によって避難されてきたかたがたの数ということでよろしいですか。

そうです。200名を超えておりました。

その後、あなたは3月30日に埼玉県加須市の旧騎西高校の校舎に移動したということですね。

途中省略されているんですけども、30日に入っております。途中はあったと思いますが、3月30日以降、地震や津波によってヘルスケア双葉に避難してきたかたがたも、あなたがたと一緒に旧騎西高校に移動したということよろしいですかね。

途中経過も含めて説明しますが、もともとはヘルスケアのデイサービ

スには53名の介護者がいました。それを何名かは欠けたんですが、新たに地域の1人暮らしでそれに参加していない要介護者を自宅から連れ出して一緒に避難させまして、川俣町に移ったときには50名弱でした。そして、埼玉に出てきたときには、20名ぐらいになっておりました。最後、埼玉のアリーナで10日間ほど過ごしましたので、あと旧騎西高校に入るとき、介護者は初めて私どもの手の中から家族中心の各教室に入りました。手元から離れたのは、そのときです。

今、おっしゃったのは、要介護にあるかたがたのお話ですね。

はい、そうです。

私の質問は、そのかたがたと別に、一般の町民のかたがたも一緒に旧騎西高校の校舎に移動しましたね。

入りました。

そのことをお伺いしておりました。あなたが双葉町の副町長になったのは、平成23年4月1日ということでしょうか。

はい。

旧騎西高校に移転したのが、3月30日なので、その翌々日ということですね。

はい。

旧騎西高校の校舎内では、他の双葉町の住民のかたがたと校舎で共同で生活をするという状況になったということでしょうか。

そういうことです。

住民のかたは総数で結果的に何名ほど、旧騎西高校に避難されたということでしょうか。

ピーク時で1400を超えておりました。

双葉町の役場の職員のかたがたも一緒に避難してきていたということですが。

そうです。

町議会の議員のかたも同じですか。

そうです。全員ではないですけどね。

町役場の業務なんですけれども、旧騎西高校の校舎の中に役場のオフィススペースというのが作られたということですか。

ひと教室を使いまして作りました。

教室を一つ充てたということですね。

そうです。

日中の勤務時間というのは、あなたはそこで業務をしていたということになりますか。

はい、日中だけじゃありませんけれど。

あなたは旧騎西高校内のどこで寝泊まりをしていましたか。

名前は忘れましたが、入ったときは旧騎西高校に移ったときには社会福祉協議会の職員と一緒に移りましたので、その部屋に入っておりました。

それは一部屋何名ぐらいで寝泊まりしていたのですか。

20名です。

何畳ぐらいある部屋なんでしょうか。

あの学校の教室を見てもらうと分かるんですが、あれに22名、一教室に入っておりました。そうすると想像できると思います。

通常の一教室のイメージで考えればよろしいですか。

そうです。畳一畳に一人です。ちょっとそれより広いかな。

一般の住民のかたがたというのは、どのような環境で旧騎西高校内でお暮らしになっていたのでしょうか。

今述べましたが、一教室に20名から22名、入りました。特別教室は入るだけ、教室の倍の人数にしました。もちろん、体育館、柔道場、剣道場、すべて使いました。

旧騎西高校の校長室というのは、井戸川町長が使っていたということになりますか。

はい、そこが入り口から近く、業務するスペースについては、そこが一番適当であったかと思います。会議もできましたし。

井戸川町長の寝る場所でもあったということですか。

それは本人に後で聞いてください。

あなたの認識を聞いています。

多分そうだと思います。24時間勤務ですから。

先ほども主尋問でもありました、本件事故後に髪の毛が抜けるとか体調の不良があったということですがけれども、この点について医師の診断は受けましたか。

当然、受けています。ただ、髪の毛は、ピーク時ですから、これが薄くなったよと相談に行ったことはありません。

医師のかたから放射線被ばくの影響によって、そういう体調不良が生じているというふうに言われたことはありますか。

そういうふうに医師は説明しますか。

言われたことがありますか。

ありません、今のところは。どちらとも言えないような顔をしていました。はっきり、ないとも言い切りません。

言われたことはないのですね。

はい。影響だということは言っていない。ただ・・・。

聞かれたことだけで結構です。あなたは陳述書の5ページで、この事故で被った損害、被害は完全な回復を求めるといようなことを述べておられますけれども、あなたは東京電力に対して損害賠償請求はしましたか。

まだしておりません。

今後する予定ということですか。

今は、述べる必要性はありますか。

陳述書にそのような記載があったのでお伺いしています。今後はする予定だということですか。

答えたくないです。

先ほど、あなたの御自宅が中間貯蔵施設のエリアにあるんだというお話を伺いましたが、間違いないですか。

間違いないです。

この場所というのは、国の方に売却若しくは賃貸契約などは行っていますか。

していません。

原告

今、被告東電から縷々聞かれましたけれども、関連外と思うところもあったんですけども、特に賠償問題について質問されました。ちょっと詳しくお答えください。賠償問題についてのあなたの考えをお聞かせください。

1ミリシーベルト、20ミリシーベルトの話をしてしましたが、私ら今の賠償は20分の1ぐらいだろうと思っています。全て町に相談することなく、全てが決定されています。その状態で十分なのだろうか。町民においては不満を持っていますが、裁判するまではいかないので、どうするか迷っているような状況です。

20分の1という話が出ましたけれど、もう少し詳しくお話しください。

それは先ほど申しましたように、賠償は年間20ミリシーベルト、それに基づいた賠償算出がされています。我々は1ミリシーベルトなんです。もともと住んでいた世界は、今後も住みたい世界は1ミリシーベルトなんです。したがって、今県内に住むこともできません。そんな状況から、20分の1と言ったのは、放射能で今挙げたような状況です。1ミリシーベルトに住んだところが、賠償は20ミリシーベルトで算出されている、したがって1ミリシーベルトで算出してほしい。

賠償の基準が20ミリシーベルトだから、それは納得できないという理解でよろしいでしょうか。

はい、それでいいです。

被告東京電力代理人（棚村）

今20ミリシーベルトというようなお話があったのでお伺いしますが、あなたの陳述書の5ページを拝見すると、あなたは本件事故後の放射線被ばくによる健康影響を専門家たちが否定しているというふうに書かれていますけれど、あなたの認識としては間違いないですね。

はい。

鳥居裁判官

本件、原発事故の当時のことについて伺いますが、あなたは3月11日に社会福祉協議会の職員と一緒に避難者を受け入れたり、要介護者の介護に従事していたということでしょうかね。

はい。

当時の社会福祉協議会の職員は全員で何名くらいいらっしゃったんですか。

職員は臨時を含めて55名を超えていたと思います。その他にヘルパーとして訪問介護をする人たちが二十七、八名おりました。そのぐらいです。

実際に避難者の対応とか、要介護の介護を事故当時していたかたは、およそ何名くらいになりますか。

現実その日53名入っていましたので、20名を超えていたと思います。もちろん、昼食を作るメンバーも含めるともっと多くなりますけれども。

次の日、3月12日について伺いますけれども、午前8時頃に双葉町の災害対策本部からの避難指示の連絡があったということでしょうかね。

はい。

これ実際に連絡を受けたのは、あなたになりますか。

いいえ、スピーカーで放送になりますので、無線設備が町内全体に行き渡っておりますので、それで聞いております。直接電話ではありません。

避難指示を無線から言っていたのは、町の職員ということでよろしいですかね。

はい、町の職員です。

それをお聞きになったのは、あなたもお聞きになったということですか。

もちろん、聞いています。

あなた先ほど、避難指示があったかどうかについて、あなたの方から町の災害対策本部に連絡したとおっしゃっていましたよね。

いいえ、確認は後で確認が取れたということです。そのときにやり取りしたということではありません。

3月11日や12日において、本件事故のときに。

それは8時少し前に、町から避難指示が出たということです。

あなたから、町の災害対策本部に対して連絡をしたということはないということですか。

それはないです、そのときは。

あなた今の御年齢は、76歳ぐらいということよろしいですか。

提出しましたが、77歳です。

事故後の体調不良の中に、視力が少し悪くなったかというお話があったと思うんですけども、それは近視ということよろしいんですかね。遠いところが見えづらくなったということよろしいんですか。

完全に近くが見えなくなりました。

遠いところは、通常どおり見えるということよろしいんですか。

少し見えます。

原発事故があった後に、あなた双葉町に行ったことはありますか。

はい、今も年に1度か2度は戻ります。

どういった理由で戻られるんですか。

やはり住んだふるさとですから、どのように変わっているかなということが不安で、やっぱり行きます。だから、年に1度か2度、その時期になるとどうしても行ってみたいということで行ってみました。ただ当時と滞在時間は全然変わりました。昔は2時間ほどおったんですが、今は先日8月2日に行ったときには、15分です。

震災によって、あなたの御自宅はどうなったんですか。

今もしっかりしています。

まだ建っているということによろしいですか。

建っています。大規模損壊ではありますけれども、今も雨漏りもなくしっかり建っています。

中山裁判官

先ほど国からの反対尋問の中で、あなた自身は町の対策本部にいたわけではないけれども、社協の事務局からは対策本部の方に何か質問をしたかのような発言があったかと思うんですが、そういうことはあったんですか。

そのときにはありません。後で知ったということです。今まで13年半たってますので。

確認ですけど、3月11日、12日にあなたの方から町の対策本部に電話なりで避難指示も含めて事故の状況についての情報を取ろうとしたことは無いということですか。

ただ、町長は社会福祉協議会の会長ですので、避難のときに私どもの事務所に来ました。

避難の際にということですか。

避難の際に来ました。

それは町からの避難指示の防災無線が入った後に聞かれたんですか。

もちろん後です。

以 上

本人調書

原告 井戸川克隆

本 人 調 書

(この調書は、第30回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成27年(ワ)第13562号
期 日	令和6年9月18日 午前10時30分
氏 名	井戸川克隆
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いっわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名

井戸川 克隆



印

鳥居裁判官

まず、地震発生時のときのことについて伺います。あなたは平成23年3月11日当時、どのような立場、役職でしたか。

3月11日の原告の立場というのは、双葉町町長でした。そしてまた、事故発生以降については双葉町災害対策本部長でした。

双葉町の町長と、あと災害対策本部長ということですが、仮に震災が起こった場合については、震災前の時点において震災のときにはどのような業務が予定されていたんですか。

災害が起きれば、災害対策基本法上の役目が第5条に定めてありますので、そのとおり執行することです。そして、原子力災害の場合は、同じく原子力災害対策特別措置法第5条にその使命が書いてありますので、そのとおり実行することに定められておりました。

次に、地震発生時のことについて伺いますが、地震発生したときに、あなたはどこで何をされてたんですか。

あのときは双葉町から離れていました。富岡町にある双葉町村会館に行って会館から出たときに、約15秒ぐらいしたときに地震が始まって、車に乗って運転して出ようとしてましたけども、とても走れる状態じゃなかったから道路わきに止めて、地震が収まるのを待っていました。このとき感じたのは、地震で原発が必ず壊れるという思いがありました。それには訳があります。私は2号炉の建設に格納容器、サプレッションチェンバーの組立て作業に従事してましたので、そのときの溶接の箇所がちょっと怪しいところがあったものですから、必ずそこが壊れるということで壊れないでくれと、ただ車の中で祈っておりました。

地震が収まった後に、あなたはどうされたんですか。

これは町の災害対策本部の仕事、使命ですので、大至急双葉町役場に

戻るために、通常の一般の道路じゃなくて、通常使っている海の道路を、海のところを走る道路を車で走っておりまして、後で気が付いたんですけども、あと10分遅れてそこを通っていれば、津波で私は流されていました。そんな思いを分からずに、とにかく双葉町役場に行って役場の壊れる状況、あるいは周辺の状況を確認して、災害対策本部会議を14時40分に開始しておりました。

14時40分までには、双葉町役場に到着できたということによろしいですか。

はい。もう無我夢中で、とにかく考えたことのない大地震でありましたので、もちろん津波のことも考えることができませんでした。そのときは、ただただ地震対策をやらないといけないという思いでおりましたけども、役場に帰って行って1階から4階まで駆け上がってみたときに、4階の東側の窓から海側を見たときには、もう既に津波が来ておりまして、とんでもないことが起きたということで、もう身の引き締まる思いよりも恐怖の方が強かったです。

災害対策本部を立ち上げて、あなたはその地震に対して、どのような対応をされてたんですか。

災害対策本部を16時40分に開催して、まず被害の状況を確認する必要がありましたので、被害の状況を確認する担当課が、課ごとに担当場所が決まっておりましたので、すぐさまそれぞれの課において災害の状況、被害の状況を確認するように第1回目の会議では指示をして、会議を閉じました。

では、次の質問に移ります。福島第一原子力発電所について、その地震の後ですね、東京電力又は国の方から、初めてあなたの元に何か情報が入ったのはいつですか。

ほとんど記憶がありません。要するに、防災訓練を前の年にやってま

したから、あのシナリオのとおりやっていたら、大熊町にある第一原子力保安検査官事務所からいろいろな情報が届くはずでした。ただし、東京電力からは緊急通報がありまして第10条通報、第15条通報が逐次ファックスされておりました。しかし、一番大事な行政上の対応をするための原子力安全保安院の保安検査官事務所に常駐する原子力防災専門官から事故情報が届くわけでしたけども、それは届けられたことがありませんので、全く情報過疎の中に置かれました。

今のところ、細かく聞きたいと思いますが、まず第10条通報等の情報というのは、どのような方法で来たんですか。

これは防災訓練でも実施していることですが、ファックスで一斉送付ってということで、東京電力がそういうシステムがありますので、一斉通報されてました。その後、残念なことは、そのファックスの内容を東京電力が電話で説明することになってましたけども、これは実施されておられません。ファックスのみでした。

ファックスで来た情報は町役場のどなたがまず受け取るんですか。

防災担当課がありまして、住民生活課のところにファックスされてきます。それが担当部署ですので、そこから担当課長が私の方に持って来て、それを示すということになってます。

その担当課長のかたが、一番初めにあなたの元に原子力発電所についての情報を持って来たのはいつか、覚えてらっしゃいますか。

ファックスのみで、それ以外の情報はもたらされたことはありませんので分かりません。

裁判長

今聞かれてるのは、そのファクシミリがあなたの手元に来たのは、何日の何時頃か覚えてますかという質問なんですがね。

よく覚えてません。

鳥居裁判官

少し話を変えますけれども、本件のその原発の事故の後、オフサイトセンターへの参集に関する連絡はありましたか。

ありませんでした。

一度もなかったということによろしいですか。

全くありませんでした。私が災害対策本部長でいる間は、一度もそういう連絡はありませんでした。

次に、原子力緊急事態宣言の発出については、あなたはどのように知ったんですか。

これは、まず19時3分ですけども、そのとき私は町内の避難状況確認のために、町内の避難場所を巡っていらしたので、その情報を直接その時間に聞いたことはありません。帰って行って、12時30分ぐらい零時30分ぐらいに戻って行って、そういうことがあったっていうことを認識したんです。

認識したっていうのは、どなたかから聞いたんですか。

多分防災担当課長だと思います。

ということは、国かもしくは東京電力の方から、ファックス等で情報提供があったということになるんですか。

それはありませんね。見てません。

防災課長はどこからの情報で、あなたにお伝えしたんでしょうか。

それはテレビじゃないでしょうか。

防災課長はテレビから聞いたというふうにおっしゃっていたのか、それともあなたがそう思っているのか、それはどちらですか。

いや、そこはよく分からないですね。

次に、3キロメートル圏内からの避難指示というのがあったかと思うんですけども、その情報について、あなたはいつ知ったか御記憶ありますか。

このときもやはり町内の避難所を回っていましたので、直接聞いたわけではありません。帰って来てから、誰かから報告受けてます。

そうすると、タイミングとしては先ほどおっしゃってた、その原子力緊急事態宣言発出の情報を聞いたときと同じようなタイミングという認識でいいですかね。

そうですね、明確に私に伝わったということはありませんので。その3キロメートル圏内の避難指示を聞いて、あなたは何か行動をしましたか。

もうそのとき、私が帰っていったのは零時30分頃ですので、既に3キロ以内の住民たちは避難しておりましたので、私が指示する前に、役場も職員が指示して避難させていたと思います。

じゃあ、ちょっと質問を変えたいと思いますが、福島第一原子力発電所の1号機のベントの実施について、あなたは何か国や東京電力から情報を聞きましたか。

これは後知恵です。当時は全くありませんでした。

次に、10キロメートル圏内からの避難指示というのもあったかと思うんですけれども、これについては、あなたはいつ情報を知ったんですか。

12日の午前4時44分だと思いますけども、これは防災訓練のシナリオではないんですね。防災訓練のシナリオだと、ETZの定めで8キロから10キロで、第一報でそれをされるべきなんですけども、避難指示っていうのは、緊急事態宣言発出されたときに8キロ、10キロの避難指示を出すべきだったのに、大分遅れて、もう何ていうか、半日ぐらい遅れてからの10キロの避難指示だったものですから、とんでもないことやったなというふうに私は憤ってました。

その10キロメートルの避難指示というのは、どのような方法、どのような形で聞いたんですか。

10キロの避難指示は、テレビで放映してたのを担当課長が見て、私に伝えました。

その10キロの避難指示を聞いて、あなたはどのような行動をしたんですか。

すぐさま5時から6時の間に災害対策本部を開きまして、そこで情報の共有を図りました。その後、6時前後に川俣町の町長に電話して、受入れをお願いしました。で、了解してもらったものですから、大体6時半頃にまた次の災害対策本部を開いて、川俣町に避難するぞということをみんなに伝達しました。それから、避難開始に向けての準備に入りました。

次に、避難の状況について伺いたいと思いますが、あなたは、まず最初に川俣町に避難されたということでしょうか。

はい、川俣町です。

川俣町の避難所というのは、どのような場所だったんですか。

川俣町は、原子力防災訓練に一度も参加したことがありませんので、原子力災害者の避難を受け入れるという施設というか態勢は全くありませんでした。要するに、とにかく何とかしようという川俣町長の計らいで、川俣町の公共施設を開けていただいて、そこに避難をさせていただきましたので、めちゃくちゃって言った方がいいと思いますけど、何とか受け入れてもらったという状況ですね。

あなたの陳述書等を見ると、3月14日に自治会館3階の福島県災害対策本部を訪問されたということでしょうか。

はい、行きました。

その災害対策本部というのは、どのような状況だったんですか。

過去の防災訓練でいうと、福島県の災害対策本部っていうのは二つに分かれてます。一つは、現地対策本部というものがあまして、この二つが機能して初めて原子力災害に対応できるんですけども、その何

の情報も県からも来なかったし、国からも来ないから、どうなってるんだろという思いで県の災害対策本部に向かったのは、その理由です。行ってみたら大混乱で、とても收拾ができてない、みんなが立ったまま、何ていうか立ち話でずっとやっている状況で、チームができているような状況ではなかったですね。

あなたはその後、川俣町からさいたまスーパーアリーナの方に避難されたということでしょうか。

はい。

その後、平成23年3月31日には、加須市の騎西高校に避難されたということでしょうか。

はい。

さいたまスーパーアリーナでの避難の生活とか避難状況っていうのは、どんな感じだったんでしょうか。

さいたまスーパーアリーナを最初に情報いただいたのは、東京の友人からですが、約4000名ぐらいの人が収容できるという話だったものですから、当時双葉町民、ばらばらに川俣町にいましたので1か所にまとめたいと、まとめないとどうも小さいさかいがいっぱいできてきましたので、それをまとめないと、同じ場所で同じものを食べないと駄目だということで、ちょうどさいたまスーパーアリーナがその条件に合いましたので、スーパーアリーナに決定させていただいて、そして埼玉県の間庁のお計らいで、何とか受け入れてもらったということです。しかし、受け入れてもらったんですけども、現状は通路に毛布を敷いて寝るだけだったんですね。もう何も、下が堅いところですから、堅い床のところに毛布を敷いて寝るということ。もう一つは、毛布から出るほこりが非常にひどくて、非常に大変だったんですけども、行くところがなかったから、私たちにはそれでも助かった

んです。大分町民には我慢させたと思いますけども、それでもありがたかったということで避難させてもらいました。

あなたは、さいたまスーパーアリーナの避難直後、被告の東京電力の本店を訪問されたということによろしいんですか。

はい。これは東京電力が、いわゆる本件事故において、作業員を使い捨てさせられては困ると、その作業員の中に双葉町民いますので、彼らが使い捨てにされると困るということで、とにかく大事にしてもらいたいという意向を伝えるために向かいました。応対してくれたのは武黒フェローだったんですけども、その部屋に行って、武黒氏に、とにかく大変な事故だから、その人体生命、それを守るためには特段の努力をしていただきたいというお願いをしに行ったんです。そこで私が特に話したのは、もしとんでもないことをしたときには、私が、双葉町長の私が作業服着て現場に入るからなということを伝えに行って、それを彼はちゃんと聞いたはずです。

その際、その武黒フェローからは何か言われたんですか。

分かりましたという言葉だったと思います。

少し話は変わりますけれども、避難生活中にあなたが双葉町の災害対策本部長を務めていた際にですね、政府の現地対策本部長や政府の災害対策本部、あと福島県の災害対策本部から、何らかの報告や連絡を受けた経験はありますか。

災害に関する情報提供は全くありませんでした。ただ、分かるのはテレビの情報っていうか、テレビに放映されたことしか分かりませんでした。正式な文書で一切来てません。公文書では来てません。

あなたは本件原発事故の発生後、双葉町の災害対策本部長を務めていた間でですね、原子力災害合同対策協議会の参集を求められましたか。

これが大問題で、本来、事故現場の発電所周辺の町が合同対策協議会

に入らないという防災訓練をしたことは一度もありません。いろんな文献にも出てますけども、必ず国と地方公共団体並びに電気事業者、そして関連の公共団体が主体となって、原発事故に対応するということになってました。そのとおり防災訓練をしてましたけども、本件においては、全くそれはなされていないんです。

参集を求められたという御経験はないということによろしいですか。

ありませんね。

その参集を求められなかったのは、あなたとしてはなぜだと思っているんですか。

分かりません。想定外ですね。

次の質問に移りますが、避難生活をしている中で、あなたの方で体調に変化はありましたか。

はい、ありました。一番先に感じたのは、体毛が抜けちゃったということで、これもう無我夢中でしたので。自分の体調を気遣うこともできませんでしたが、銭湯に行ったとき、隣の老人からきれいな肌ですねと言われたときに、自分の体を見たときに誠にきれいになってたんですね。これで初めて気が付きました。そのぐらい無我夢中だったんですね。事故直後、放射能かぶった直後はのどがいがいがして、とにかくきれいな声が出なくなって、現在もそうですけども、まず声が出なくなると。そして避難中に感じたのは、体毛の脱毛、それから目もおかしいし、それから疲れやすい、しびれる、そしてその後出てきたのは鼻血でしたね。だから影響は、こんなこと事故前はありませんでしたから、すべて本件事故の影響だと思って考えております。

あなたと一緒に避難をしたほかの町民の方々はいかがでしたか。

直接聞く機会もあまりないもんですから、ただ、その中で一番言うのは、疲れやすいっていうのはよく言われますね。それから、双葉町が

お願いして疫学調査をしましたけども、その調査結果においては、双葉町はかなりの症状が出ていることが分かっております。鼻血もそこで、私以外に多数のかたが出ていることも疫学調査の結果報告書にはあります。

話はまた変わりますけれども、あなたは平成24年3月7日に、福島第一原子力発電所を訪問されたということによろしいですか。

はい。

どのような理由で訪問されたんですか。

これはですね、前の年の12月16日、野田総理が第一原発の事故収束宣言をしました。私は現場をやった人間ですので、見ただけで現場の状況が分かるわけです。その状況を見たときに、これは容認ならんということで、3月7日に第一原発の事故現場に入りました。それは、双葉町の災害対策本部長並びにその町長と、それから理由は安全確保協定に基づいて、事故の収束の検査に入りました。職権で入ったんです。そこで待ち構えていた小森常務と高橋所長に直接事故の収束を尋ねたところ、収束はしてませんという回答をいただいております。これは当然だと思います。私も現場人間ですから、現場を見ただけでも、瞬間的にその状況を判断できますから。したがって本件の場合、事故収束はされてないということです。その確認に入ったんです。

また少し話は変わって、先ほどの話からいうと、防災訓練のことについて聞きたいと思います。あなたは本件事故の前に、防災訓練に参加されたことはありますか。

はい。これは毎年やりますので、町長は必ず防災訓練をすることになってました。だから、就任の年の次の年から参加しております。平成18年度、それから19年度、20年度、21年、22年度防災訓練には参加してました。特に22年度の防災訓練は双葉町会場でした。

ので、私がいわゆる主催者っていうか、そういう形で防災訓練を主導しました。

防災訓練は、具体的にはどのようなことをされてたんですか。

防災訓練は、まず事故情報の共有を図るということ、周知と共有ですね。そのためには、オフサイトセンターに合同対策協議会を設けて、そこで発電所周辺の町、それから県、国、そして電力事業者等が集まって、事故情報の共有から始まって、それから各班がありますので、各班ごとに事故対応をすることになっていました。特に22年度の防災訓練では、原子力防災専門官が参集、いわゆるオフサイトセンターに参集訓練までやってたんです。しかし、それは本件においては参集の通報、通知ありませんでした。

防災訓練に参加されてたかたというのは、どのようなかたがいらっしゃったんですか。

総勢3000名ぐらい参加してましたので、国、県、国のあらゆる機関が入ってました。それから、県並びに周辺の町村ですね。そして、その双葉町の住民は、郡山地区と細谷地区の住人が防災訓練に参加して、避難をしておりました。それから、ヨウ素剤とかスクリーニングとか、そういった模擬の体験をしております。

その防災訓練も含めてですけれども、本件の原発事故の前の時点において、その福島第一原発における事故の発生の可能性については、あなたはどのように考えていたんですか。

事故の発生は、まず想定していませんでした。要するに、東京電力は「止める」「冷やす」「閉じ込める」何があっても原発の運転を止める。そして核燃料を冷やす。そして放射性物質を閉じ込めると言っていましたので、これずっと口癖のように、東京電力は我々に言い続けてきたんですね。これを多くの町民は聞いてます。知ってます。した

がって、これを守るだろうと、東京電力は決して事故は起こさないだろうと思ってたから、事故の想定はしてません。

あなたが原発事故前に行ったその防災訓練と、実際にその原発事故後に発生した災害対応との間で、何か違いはありましたか。

これはおおありですね。まず、被災者を排除して放射能をかぶったことのない、また避難を経験したことのない人たちが、ふるさとを奪われたことのない人たちが、私たちのことをあれやこれ決めてるわけです。私たちは、一切そういうところには参加してませんから。なのに私たちのことを勝手に決めてる。これは中間指針もそうですけども。それから避難会場とかそういったものもすべて、合同対策協議会で私たちが参加している場で決めることだったんです。避難開始もそうです。それも全部何の経験もない、自分たちは痛まない、体も何にも痛まない人たちだけが決めた今回の事故の対応っていうのはうそだと思ってます。うその塊で、私は絶対許せないというふうに考えております。

また話を変えて、現在の生活状況について少し伺いたいと思います。あなたは、今現在どこで生活されてますか。

私は埼玉県加須市において生活をしております。

避難先での生活はどのようなものですか。

これは複雑な答えになると思うんですが、避難先で苦労してると言う
と、避難を受け入れてる市町村、市長に対して市に対して大変迷惑が
掛かるわけですので、受け入れてくれている加須市はものすごく献身的
に受け入れてもらってますけども、ただ、避難させられた私にとっ
ては、私たちにとってはやはりふるさとなんですね。だから思いは、
ふるさとで元どおりの生活ができない現状において、みんな口にする
ことは悔しいって言ってます。事故がなければって、こんな思いしな

くてもいい。極端な話は、私は避難してますよって近隣で、加須市は別ですけど、遠いところで言うと、あんたら国の税金で賠償もらっていいもんだって、私たちはそう言われてるんですよ。賠償金、あれ国の税金だって。遊んでいいもんだって。遊んでるんじゃないんです。職場がないんです。働く場所がないんですよ。だから、みんな我慢して生活してます。

あなたは今、双葉町を訪れることはありますか。

これは必要に応じて行っております。まず、一番必要としてるのはお墓参りですね。これが最優先して、ほとんどお墓参りで帰ってるのが主ですね。

それは年に何回ぐらい帰られてるんですか。

まずは3回行きますよね。春の彼岸、お盆、秋の彼岸っていうことで、3回行きます。

ほかの目的で帰ることはありますか。

町との打合せ等もありますので、その辺はそういうときには帰るようにしてますけども、度々ではないですけどね。用事があるときは帰ります。

あなたは、事故後の双葉町の今の状況について、今どのように思っていますか。

語りきれませんね。とにかく無残というか、むごいというか。だから、「止める」「冷やす」「閉じ込める」を実行できなかった東京電力が、憎らしくて仕方ありませんね。

被告東京電力代理人（棚村）

井戸川さん、この訴訟の中で、避難に掛かる損害と、また人生破壊ということによる損害などの御請求をされていますので、そのような請求内容に関連して、少し質問させていただきたいと思っております。まず、あなたは震災

当時、双葉町の中で奥様と二人で、御自宅で御生活をされていたということですね。

はい。

あなたには長男、次男、長女という3人のお子様がいらっしゃって、訴状の記載によりますと、長男と次男のかたは双葉町内の別の場所で生活をしていたということですが間違いないですか。

はい。

他方、長女のかたは、震災当時はどちらでお住まいでしたか。

東京です。

陳述書によりますと、陳述書甲二第102号証というのを拝見しておりますが、あなたは平成17年10月17日までは、株式会社丸井の代表取締役を務めていたということですが間違いないでしょうか。

はい。

この株式会社丸井というのは、あなたの作った創業した会社ということでしょうか。

はい。

その後、平成17年12月8日に双葉町長に初当選されて、就任したということでしょうか。

はい。

その4年後である平成21年には再選を果たして、2期目の町長を務められたということでしょうか。

はい。

その後、平成25年2月11日に町長職を辞職するまで、双葉町長の職にあったということでしょうか。

はい。

甲二第34号証（履歴書）を示す

こちらは井戸川さんが提出された証拠になりますが、これは双葉町の方が、上記のとおり相違ないということを証明した履歴書であるということで間違いないでしょうか。

はい。

この記載事項というのは間違いないというふうに認識してよろしいですか。

はい。

ここに俸給金額、基本月額、手当などが書いてますが、これも間違いないでしょうか。

はい。

今書かれていた月額の報酬などは、町長を退職されるまでは受領されていたというふうにお聞きしてよろしいですか。

うん、そうですね。

震災当時、お子様3名はそれぞれどのようなお仕事をされていましたか。3名と言いましても、長女のかたは東京にお住まいということなので除きまして、長男のかた、次男のかたは、震災当時はどのようなお仕事をされていましたか。

長男については、その当時は家業に従事していましたので家業、株式会社丸井の社員として働いていました。次男については、東京電力株式会社第一原子力発電所の、彼は何ていうんですかね、運転操作員で
すかね。操作員をしていました。

東京電力の社員であったということですか。

はい。

震災当時、井戸川さんの奥様は、仕事は何かしていましたか。

株式会社丸井の仕事をしていました。

奥様は、具体的にはどんな仕事をしてたんですか。

事務ですね。

そうしますと、先ほどお伺いしたように、丸井という会社はあなたが創業した会社だと思いますけれども、奥様が事務をやるということになると、実質的な経営というのはどなたがなさっていたんでしょうか。

当時は家内が経営者だったと思いますね。

裁判長

震災当時の丸井の実質的な経営者は奥様ってことでよろしいですか。

震災当時、ちょっともう丸井のことは、あんまり記憶から抜けちゃってるものですから、詳しいことはちょっと答えようがありませんね。

被告東京電力代理人（棚村）

覚えはないですか。記憶にないですか。

記憶が飛んじゃってますね。

甲二第110号証（届出避難場所証明願）を示す

ちょっとまた後ほど、違った角度でお伺いするかもしれませんが。それでは先に行きます。続きまして、甲二第110号証を示します。2枚目になります。こちら、あなたが作成をした避難場所の経緯といいますか、変遷を記した資料ということですが、これで間違いないでしょうか。

これは町が作ったものですから、私じゃありませんのでお答えようがありません。

ただ、ここにあなたの署名があつて。

いや、署名はしましたけども、作ったのは町ですので、答えようがないです。

この内容については実際。

内容についても答えようができません。町で作ったものですから。

裁判長

ここに、いつからいつまでこの避難所に滞在したということが書いてありますが、これは事実のとおりか、事実と明らかに反するところがあるか、答え

ていただくこと可能だと思いますがいかがですか。

事実だと思いますね。

被告東京電力代理人（棚村）

そうすると、このような内容であるというふうにお伺いしたことを前提として、これによりますと、あなたは川俣町及びさいたまスーパーアリーナを経て、平成23年3月31日から加須市の旧騎西高校校長室というところに避難をしたということによろしいですね。

はい。

その後、平成24年9月14日まで、ここに滞在をしていたという理解でよろしいですか。

はい。

その次は、加須市騎西の貸家というところで、平成24年9月15日から平成28年11月30日まで、約4年以上、借家の生活に入ったということで認識間違いないでしょうか。

はい。

この避難なんですけども、騎西高校の校長室に入ったところまで、これは奥様も御一緒に避難をして滞在していたという理解でよろしいですか。

校舎内に二人ともいましたので、別室ですけどね。

別室というのは、あなたは校長室の方に寝泊まりして、奥様は違う部屋にいらっしゃったと、そういうことですね。

はい。

お子様、先ほどお伺いした長男のかた、次男のかたはどうされましたか。騎西高校に避難しましたか。

いや、彼らは騎西高校に来たことないです。

そうなんですか。長男のかたは、その後どこに行かれたんですか。

その頃は福島県内に戻ったと思いますね。福島県内のどこに住んでた

のかは、多分いわき市内かなと思ってますけどね。ちょっと番地は分かりません。次男は間もなく東京電力退職しまして、その後東京にいたと思いますね。

東京電力退職したのはいつ頃か、御記憶ありますか。

もうこれは記憶ないです。

そうしますと、あなたとあなたの奥様が、旧騎西高校の避難先に移転したということですね。

はい。

双葉町の町議会、議会の議員の方々も、騎西高校の方には避難をしていたということですかね。

それは正確ではありませんね。

正確にいうとどうなりますか。

ちょっと議会のことまでは、私は深く関与できませんので、よく分かりません。

そうしますと、双葉町から多くの住民の方々も一緒に、旧騎西高校に避難をしてきたということかと思いますが、住民との方々と共同生活を送っていたというような実態だったというふうにお聞きしてもよろしいですか。

はい。

そのような避難者の町民の方々、双葉町の町民の方々というのは、その多くは震災前に持っていたお仕事、職場もしくは農業その他の事業ですね、そういうものを失ってしまったというかたが多かったんでしょうか。

はい。当時は、当然100パーセント、双葉町に人はいませんでしたからね。そのとおりですよ。

町長であるあなたとしては、旧騎西高校に避難した後、町長としての仕事を続ける中で、双葉町の多くの住民の方々が居心地よく生活できるように、どのような心を配りましたか。

全くできませんでした。年中文句つかれてました。

騎西高校に隣接する農地で、双葉町民用の農地としての元気農園というのを開園したということがあるかと思いますが、これはあなたの方で声を掛けて始めたものなんですか。

これは町民有志が始まったことで、町としては一切関わっておりません。したがって、井戸川も関与してません。

あなたは、この農園を利用したり、そのものを食べたりということは、特にないんですか。

分かりません。食べてたのかもしれませんが、それは記憶にないですね。

甲二第110号証（届出避難場所証明願）を示す

もう一度示しましょうか。これによりますと、この5番というところに書いてあるところを見ると、平成24年9月15日からは、騎西市の借家の方に移ったということですね。

はい。

これも奥様も一緒に移ったということですか。

はい。

この時点では、双葉町の役場の機能というのは、まだ騎西高校にありますね。

はい。

このタイミングで旧騎西高校から離れて、借家を借りて生活をするということになったのは、何か理由があったんでしょうか。

大あります。

お話してください。

私はほとんど24時間勤務でした。寝るのは12時過ぎ。というのは、当時の副町長は、今日の決裁文書を私のところに21時以降にしか持って来なかったんです。それを決裁すると12時過ぎちゃう。した

がって、12時前に寝たことはありませんし、朝5時頃に起きてシャワーを浴びるのが日課でしたので、それを繰り返してたときに、ある朝、トイレに立とうと思ったらふらついちゃって、全くこう、どうしていいか分からないぐらいになって、転倒まではしなかったんですけども転倒しそうになってた。それがちょっとどういう理由だか分かりませんが、大きなショックだったんですね。それで、これはちょっと病院に掛からないと駄目だと思って掛かったんですが、ちょっと休養しなさいということで、多分1泊だけ入院させられたと思います。そのとき、やっぱりぐっすり寝たから、その症状は回復したんですけども、時期は忘れちゃったけど、あるときまたふらついちゃったんですね、これじゃ駄目だということで、体がもたないということで移ろうと。ここにいたら24時間勤務だから、救急車は年中来るし、いろんなことがあって、四六時中いろんなことがあるわけですよ。だからそんなことで、ちょっと離れようということで離れたのが、この貸家を借りた理由だったんです。

ここで騎西の中で借りた借家というのは、平屋一戸建てですか、マンションですか、アパートですか。

木造2階建てです。

一戸建てですね。

そう、一戸建て。

これは、いわゆるみなし仮設というような形での、家賃無償の対象でお借りになったんですか。

そうですね。

そうしますと、家賃はお支払にならずに入居をしていたということですね。

はい。

騎西高校との間は歩いて、もしくはどのような交通手段で通勤していました

か。

車です。

そうすると、駐車場も借りていたということですかね。

貸家の方は駐車場を借りてましたけど、騎西高校は駐車できましたから借りてません。

そうすると、2階建ての借家を借りて引っ越しをした後は、少しは生活のリズムは回復したということになりますか。

多少はですね。心労は止まりませんが、やっぱり自分は寝れたということが、体に対してよかったと思いますね。

その後ですが、平成24年、震災の翌年の12月20日に、町議会での不信任決議というのが可決されたということがありましたね。このときに、あなたとしては、町議会を解散したということによろしいですか。

はい。

不信任決議があるから、直ちに失職するわけではないんですよね。

はい。

10日以内に解散するか、辞職するかを選択できるというところだと思いますが、あなたは町議会を解散したということになりますね。

はい。

その町議会の方の選挙の実施日というのが、翌年の2月3日に予定されていたということで御記憶間違いないでしょうかね。

はい。

その後、あなたは2月3日の町議会選挙の施行日を待たずに、1月23日に自ら辞職届を町に出して、辞職表明をしたというふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

はい。

議会を解散するという選択をした後に、その後の議会選挙の前に辞職表明を

することになったということのあなたの思い、お考えは何だったんでしょうか。

これはものすごい時間掛かりますよ。

比較的、簡潔にお答えいただけますか。

簡潔にできません。

裁判長

要点だけ述べてください。

簡潔にできません。ものすごく要因があって、私の人生に、私の名誉に関わることでありますので、簡潔には答えることはできません。簡単ではありません。

被告東京電力代理人（棚村）

お答えください。

簡単にはできません。

裁判長

答えることはできないとおっしゃってるんですね。

被告東京電力代理人（棚村）

そうですか、分かりました。じゃあ、質問変えます。あなたが解散をした町議会選挙というのは、選挙実施されましたね。

うん。

現職の8名のかたは当選したんでしょうか。

はい。

そのような辞意表明の結果、先ほど見ていただいた甲二の34号証の履歴書上は、平成25年2月11日付けで辞職という扱いになってるかと思います。それが公式な辞職日ということになりますね。

と思いますね。

町長を辞職された後、先ほどの避難先の履歴を拝見すると、引き続き加須市

内の2階建ての一戸建てのみなし仮設の住宅に居住を継続していたということとでよろしいですね。

はい。これには理由がありまして。

この町長さんを退職された後、あなたは日々をどのようにお過ごしになっていたんでしょうか。

裁判の準備をしてました。

仕事は何かしていなかったんでしょうか。

やってません。

やってないですか。

裁判の準備に専従してました。

乙二第189号証（賠償金ご請求書（抜粋））の1頁を示す

こちらは、株式会社丸井の東京電力に対する賠償金請求の請求書類ということなんですが、こういうのを御覧になったことがありますか。

初めて見ました。

乙二第189号証（賠償金ご請求書（抜粋））の最終頁を示す

ここに「給与明細書（賃金台帳）」というページがありまして、ここに給与受給者のところに、あなたのお名前が書いてあります。給与支払者は奥様でよろしいですね。平成25年2月以降、つまり町長さんを退職された月以降ですかね。こちら、丸井の方からの給料の支払がなされて、支払が開始してるという記載があったので、町長さんを辞めた後、あなたは株式会社丸井のお仕事に復帰されたのではないかというふうに思って、このようにお伺いしてるんですが、丸井のお仕事はしてないんでしょうか。

.....。

裁判長

答えはいかがですか。

現在も丸井の訴訟準備中です。

被告東京電力代理人（棚村）

質問はですね、町長を退職した後、あなたが創業した会社、自分の会社である丸井のお仕事をするようになったのではありませんか。

だから、現在丸井としての訴訟準備中です。

そういうことを聞いているのではなくて、問いに答えていただけないでしょうか。

ん。

裁判長

質問に端的に答えていただけないですか。町長を辞められた後、丸井のお仕事をされていた事実がありますか、ありませんか。

はい、ありますね。

被告東京電力代理人（棚村）

具体的には、どんなお仕事をされていたんですか。

訴訟準備中です。

仕事の内容ですか。

だから、いろいろ調べたりなんかして、まだ丸井は賠償終わってませんから。

裁判長

丸井においてお仕事というのは、丸井において損害賠償等の請求をする準備をあなたは仕事とおっしゃっているわけですか。それ以外に、何か丸井の実業をなさっているわけではないということですか。

丸井の賠償も終わってないんです。

違う違う。町長を辞められた後に、退職された後に、丸井の方の実務、訴訟準備以外の実務のお仕事はしていなかったのかしら。

ちょっと意味が分からないけど。

ちょっと質問の仕方変えます。あなたが町長を退職された当時、丸井という

会社はどんなお仕事をされてましたか。

従来からの給排水衛生とか水道工事とか、それをやってますよね。
その業務について、あなたの方が町長を退職された後に関与されてたということ
はありますか、ありませんか。

直接それはありません。

直接はないですか。

うん。

じゃあ、直接じゃなくて事務作業ね、そういうことをやってたことはあります
か。

だから、丸井としての賠償請求がまだ残ってますから、それを今やっ
てるんです。準備中で。

準備は分かったんだけど、丸井の中では、その訴訟を準備するという以
外のことを、何か丸井のお仕事としてやってることはありますか。

いや、もうそれ以外はないです。

それに尽きるということですか。

専従してます。

被告東京電力代理人（棚村）

少しこの丸井のことについて、引き続きお伺いをしたいんですが、今お話あ
りましたが、丸井というのは管工事業でしょうか。水道施設の工事などを営
むという会社であるというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

はい。

民間の工事だけではなくて、公共事業の発注などにも携わっていたんでしょ
うか。

はい。

丸井の株式は、あなたが100パーセントお持ちということでしょうか。

はい。

震災当時、丸井の従業員は何名ぐらいいらっしゃいましたか。

これは答えられませんね。私はそのときは経営から抜けてましたから。

だから、町長になってからは丸井の社屋に入ったこともないし、だから丸井の経営には一切関与してないから分かりません。

震災後のことをお伺いします。丸井は震災後、いつから業務を再開したか御記憶ありますか。

これも、要するにちょっとした修理なんかもあったみたいで、避難後ね。それが業務に当たるのかどうか、それはちょっと息子らに聞かないと、そこは答えられませんね。

民間、もしくは公共事業の発注を受けて、工事を受注して実施するというようなことは、震災後もやっておられるんじゃないんですか。

やってますね、はい。

丸井は震災後に、双葉町の中での業務というのも請け負っておられますか。

それはいつのことでしょうか。

震災後ですね。

現在もですね。

今日に至るまでやってますね。

やってますね。

そうすると、丸井の方は、復興関係の震災後のお仕事というのでも受注することがあったということでしょうか。

してますね。

ちょっと重ねての質問になってしまうかもしれないけど、井戸川さん自身は、この会社の経営とか業務の遂行とかには全く関与してないということでしょうか。

そんなことはありません。相談も受けますから。

どんな関与をされてますか。

経営上の相談ですよ。

どういう工事とかの受注発注とかを狙っていくのかとか、どういうふうな。

それはありません。いわゆる全体的にどうしようかっていう話で、個別の話は息子はしてきませんので。何やってるか教えろって言うんですけど、なかなか教えたがらないところがあつてですね。だから、経営全体は掌握してますけれども、個別な件数とかどこの工事やってるっていうのは、私は掌握してない。

そうすると全体の経営状況、数字の状況などは把握してるということですね。

そうですね。

今丸井の経営は息子さんが、長男のかたが中心でやってるということなんですか。

はい。

あなたの奥様も事務で手伝っているという感じですか。

ちょっと遠ざかっている部分もありますけれども、立場上そういう立場にありますのでね。経営に関わっているというふうに思ってます。

あなたは先ほど損害賠償の件で、丸井のことで作業をしてるんだとおっしゃいましたよね。それは間違いないですか。

はい。

株式会社丸井が東京電力に対して、裁判外で損害賠償請求をして、賠償金が丸井に対して支払われているという事実は御存じですね。

全容は知りませんが、受けてるというのは知ってます。

総額で幾らぐらいの賠償金を受領しているというのは御存じですね。

それね、教えられてないんですよ。

息子さんからですか。

事実です。

甲二第110号証（届出避難場所証明願）を示す

質問が変わります。これを拝見すると、下の6番っていうところの履歴ですが、平成28年12月から令和2年3月30日まで、今度は加須市内の不動岡というところの借家に引っ越されてますね。

はい。

これはなぜ引っ越したんですか。

その5番の貸家が売りに出すということで、出なければならなくなつたために、必要に応じて移ったと、必要に迫られて移ったところが不動岡なんです。

この不動岡の借家の方も、2階建ての一戸建てということでよろしいですね。

はい。

こちらの家賃は無償ということでしょうか。

制度上保障されてます。

その後、一番下の7番ですけども、令和2年4月1日からは同じ加須市内にある丸井ビル3階に転居したということですかね。

はい。

これは、あなたの会社である株式会社丸井の持ちビルということですね。

はい。

家賃とかは特に払わずに、借りて住んでいるということでしょうか。

はい。事務所として使ってます、ひっくるめて私が毎月払ってますので、その中に含めてます。

こちら、奥様も一緒にお住まいになっているんですか。

いや、別です。

別なんですか。

はい。

今はそうすると、お一人で暮らしているということですか。

はい。

奥様はどちらにいらっしゃるんですか。

関係ないと思いますね。

甲二第42号証（建物賃貸借契約書）を示す

こちらの井戸川さんの方が提出された証拠です。これを拝見すると、3枚目を見ますと、丸井と井戸川さんの間で建物賃貸借契約を結びますという内容で間違いはないですかね。

はい。

これは、平成27年9月1日以降10年間ということで建物を貸しますと、そういう契約で、家賃は月10万ですね。

はい。

という契約書になってますが、こういうことでよろしいですかね。

はい。

これを平成27年6月の時点で借りたのは、あなたの方の研究所の事務所として使うという目的で借りたということでしょうか。

住まいですね。

この第1条の物件の表示に、具体的に建物の範囲というのが必ずしも明瞭に書かれていないんですけれども、この賃貸借契約は1階、2階、3階とあると思うんですが、まるごと1棟対象にしてるんですか。

はい。

そうすると、まるごと1棟をあなたが丸井から借りてるということですね。

はい。

それを月10万で借りてるということですね。

はい。

先ほどだと、3階を住居にしたっていうふうに、これは令和2年からってことなんですが、それ以前は、こちらは事務所として使っていたということでしょうか。

はい。

甲二第110号証（届出避難場所証明願）を示す

そうしますと、先ほど見ていただいた甲二の110という避難履歴によると、令和2年4月1日の前までは、不動岡の方の家にお住まいでしたね。

はい。

そちらにお住まいでありながら、オフィスとしてはこちらの加須市のビルを賃借をして、事務所としては日中お使いになったりしていたというような形になりますか。

結局24時間勤務というのは言い過ぎかもしれませんが、寝ても覚めても、思ったときに起きて、むくって起きてパソコンをいじる関係上、今もそうですけれど、ほとんどパソコンを離すわけにいかないもんですから、常に持ち歩いていると。そういう状況で、いわゆる衣食住が一緒じゃないと不都合が生じてきたということで、このような形にしたんです。

そうしますと、この平成27年9月1日からの賃貸借契約というのは、あなたの寝泊まりするところの賃貸借契約でもあったという実態でしょうか。

併用ですね。

それとは別に、不動岡の一戸建ても無償で借りていたと、そういうことですね。

その頃は、それはちょっと違うんじゃないですか。不動岡の住宅を借りているときにも併用していましたっけ。ちょっと私、そこは曖昧なんです。

甲二第110号証（届出避難場所証明願）を示す

もう一度示しますね。不動岡を借り始めたのが、平成28年12月から令和2年までですね。先ほどのビルの賃貸は、平成27年9月1日以降10年間の契約でした。重なってるってことですね。

重なってるんですね。詳しく話しますと、要するに事務所は先に作りました。だけど、だんだんと仕事が立て込んできて、いろいろ思いも立て込んできて、しょっちゅう忘れないように借りたり何なりするためには、やはり近いところじゃないと駄目だということで、近くに住むことにしたわけですね。好きで住んでるわけじゃないですよ。必要に迫られて住んでるんです。

裁判官

今の近くでというのは、丸井ビルの3階でという趣旨でよろしいですか。

はい。

被告東京電力代理人（棚村）

甲二第42号証（建物賃貸借契約書）を示す

契約条文のページを示します。この物件なんですが、住所表示としては、ちょっとよく分からないんですけど、井戸川さんの研究所のはんこがありますよね。

はい。

このはんこのところに加須市中央の住所が書いてありますが、この住所はこの建物の住所表示と同じでよろしいですね。

同じです。

この株式会社丸井というのは、このまさに1棟まるごと借りたこのビルにオフィスを置いてますね。

はい。

そうすると、丸井の従業員のかたが、このビルに通勤して仕事をしているという実態はあったわけですね。

ほとんど作業員たちは福島県内にいますので、ここでは彼らは来たこと

とないですね。見には来てますけども、仕事としては来てませんね。

丸井のオフィスっていうのは、1階、2階、3階のどこにあったんですか。

1階です。

あなたが常駐して、いつもいたのは3階ですか。

2階です。

2階ですか。

2階を事務所に使ってますから。

そうすると、令和2年からは3階も借りて、そこを寝起きの場所にしたということですね。

はい。

そうすると、このビルを拠点として、株式会社丸井というのはどんな事業をしていたのかというのを、最後、念のため確認させていただきますか。

なぜ丸井の事務所を埼玉に設けたかという、私の希望としては、双葉町から丸井を引き上げたかったんですよ。あんな汚染のひどいところに、息子の将来を考えたときに置いておきたくなかった。だけど、これは息子とのいさかいがあつて、息子はどうしても双葉町の地元を守るんだというかたくなな思いが堅くて、連れて来られなくて困ってるんですね。私は正直、丸井を埼玉に連れて、向こうの業務をやめて、こっちでやらせたかったんですよ。そのために、準備事務所としても置いておかないといけないし、そういう目的があつたんです。だけど20ミリシーベルトというのが、なかなか息子との共有ができないものですから、今大変困ってるんですよ。

先ほどちょっと見ていただいたところで、町長さんを辞めた後に、丸井からの給与があなたに対してお支払されているというのを見ていただいたかと思うんですが、あなたが町長を辞めた後、継続的に丸井の方から給与というのは受領しているんでしょうか。

してます。

仕事の内容というのは、先ほどお話しいただいたような経営全般に関するア

ドバイスとか、そういうようなところってことでしょうか。

そのとおりです。

あなたは、現在丸井以外のお仕事で、何らかの収入を得ているというようなことはありますか。

ありません。

年金の収入と、丸井からの給料の報酬はあるということですね。

はい。

被告国定指定代理人（橋本）

平成23年3月11日当時の事実関係につきましては、我々が出した第28準備書面の7ページ以下でも書いておりますが、平成23年3月11日午後9時23分に、福島第一発電所から半径3キロメートル圏内の居住者等に対して、避難のための立ち退きを行うこと。そして翌日12日午前5時44分に、福島第一発電所の半径10キロメートルに掛かる避難指示が出されております。その当時、あなたは災害対策本部長ということでしたから、職員のかたも総出でこの避難指示等に対する対応をされていたということではないですか。

はい。

人手は十分足りてましたでしょうか。

ん。

職員のかた含めて、避難指示等に対する対応するための人員は十分足りていましたか。

初めて聞かれたことですので、今ちょっと驚いているんですけども、足りていたかと言われれば全く足りていません。要するに、その前に緊急事態の宣言出した時点、あるいは原災法第15条通報があった時点で、合同対策協議会が当然開かれることになってたわけですよ。それをやってないのに、次の朝、いきなり10キロ避難指示って言われ

でも、こちらは何もできてませんでした。だからあえて出てきたのは、防災行政用無線を使って、町内に緊急事態だという知らせをするしかできなかったですね。

中山裁判官

1点お聞きさせてください。今回の地震の前の時点で、双葉町の方で、国から緊急事態宣言や屋内待避指示、避難指示が出た場合のその後の町でのフローっていうのは決まっていたんでしょうか。

お答えします。これは、特に平成20年度の原子力総合防災訓練での、これは国の防災訓練ですけども、その次の22年度の原子力防災訓練っていうのは県主催でしたけども、いずれも避難を目的とする防災訓練でした。避難に当たっては、事前に避難の通告を住民たちにして、そしてその避難が終わった後に放射性物質の放出という流れで訓練をしてきましたので、事前には、事故前には、防災訓練のシナリオのとおりであれば対応できたんですけども、本件においては、防災訓練の過去の履歴を全く無視されたものですから、全く何の情報もない中で、いきなり10キロの避難指示を出されたために、対応が十分にできなかったということですね。

私の質問は、双葉町が緊急事態宣言や屋内待避指示や避難指示の情報に接した場合に、その後、町の中でどういうふうにその情報を共有したりとか、その後、町民に対してどういうふうに伝えたりっていうことは決まっていたのか、いなかったのか。それともいたとしたら、どういうふうな形で決まっていたのか、今原告の御記憶はありますか。

防災訓練のマニュアルがありましたので、そのマニュアルにおいては、双葉町も双葉町原子力災害対策計画書がありましたから、その中には役割分担とか行動基準が決まっておりました。しかし今回は、その双葉町の計画書すらも全く無視されたために、何にもできなかったとい

うのが実態です。

以 上

【別 紙 資 料】

進 行 協 議 調 書

裁判長認印



進 行 協 議 調 書

事 件 の 表 示	平成27年(ワ)第13562号
期 日	令和6年4月24日午前11時10分
場 所	東京地方裁判所民事第50部進行協議室
裁 判 長 裁 判 官	阿 部 雅 彦
裁 判 官	中 山 洋 平
裁 判 官	鳥 居 孟 司
裁 判 所 書 記 官	福 田 宇 足
出 頭 した 当 事 者 等	別紙出頭当事者目録記載のとおり
指 定 期 日	令和6年7月17日午前10時30分 口頭弁論 (既指定)

手 続 の 要 領 等

原 告

- 1 令和6年7月10日までに、被告国第26準備書面及び同第28準備書面
その他被告らの主張に対する反論を記載した準備書面及びこれに関連する書
証を提出し、主張の補充を尽くす。
- 2 令和6年6月28日までに、原告本人以外の人証について申請する場合
は、その証拠提出書を提出する。
- 3 令和6年7月10日までに、詳細な尋問事項を記載した原告本人の証拠申
出書を提出する。

被告東京電力ホールディングス株式会社及び被告国

- 1 人証の申出をする予定はない。
- 2 原告から本日までに提出された主張に対し、反論等の書面を提出する予定
はない。

裁判所書記官 福 田 宇 足 

(別紙)

出 頭 当 事 者 目 録

原 告	井戸川 克 隆
被告東京電力ホールディングス株式会社代理人	棚 村 友 博
同	堀 本 博 靖
同	松 永 暁 太
同	青 木 翔太郎
同復代理人	工 藤 直 人
被告国指定代理人	橋 本 政 和
同	富 岡 潤
同	白 石 あ い
同	加々美 聡
同	鈴 木 隆 之
同	廣 瀬 寛 太
	以 上

証 拠 申 出 書

平成27年（ワ）第13562号

原告 井戸川克隆

被告 国 外1名

証拠申出書

令和6年7月10日

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告 井戸川克隆 印

原告は、次のとおり証拠の申出をする。

第1 人証の表示

1 〒979-1411

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地

原告本人 井戸川克隆

第2 立証趣旨

- 1 東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以降、「本件事故」という。）に際して、双葉町長並びに双葉町災害対策本部長の責務と妨害された権利の確認
- 2 本件事故に際して、双葉町長が被った公益棄損、双葉町と町民らの被った公益棄損、原告及び町民の私益の棄損等について
- 3 本件事故に際して、「失われた人権」について

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

裁判所提出尋問事項と回答案

《原告用》

(別紙1)

尋問事項

原告本人 井戸川克隆

1 東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以降、「本件事故」という。）に際して、双葉町長並びに双葉町災害対策本部長の責務と妨害された権利の確認

(1) 平成23年3月11日のときの原告の立場についてお聞きします、又、裁判に至った思いは何ですか？

原告は災害が発生したら直ちに双葉町災害対策本部長になり、対策本部会議を招集しなければなりません。

双葉町としては法に基づいた体制を整えましたが、政府原子力災害対策本部が機能不全になっていたのも、全てがウソまみれで被害者がいないという偽装に巻き込まれてしまいました。これを赦すことができないので、悪しき事故の履歴を後世に残さないと考えたためです。

(2) 「本件事故」は①予知していましたか、又、本件事故の原因を大津波によるものと世論では理解されていますが、②原告は人災と述べています、その理由は何ですか、更に、③事故後の対応組織（原子力災害合同対策協議会）から双葉町は、違法に排除されたままにされていますが、どのように思っていますか？

①被告東電は「止める」「冷やす」「閉じ込める」ということを約束していましたが、金属疲労等の事故が起きることは想定していましたが、地震・津波等の自然災害で発電所が壊れることは予見できませんでした。

②原告は、町長になる前に、施設等の維持管理をしていた関係で、事故に至らないように日常、定期点検を行っていたので、当該事故は青天

の霹靂というべきもので、被告東電は今まで何を管理していたんだと問われれば、まことに恥じるべきものと考えています。

- ③原災法第23条に定められた原子力災害合同対策協議会が開催されず、発電所が所在する双葉町をあらゆる対策会議から排除して、官邸の素人政治家たちが、現地にそぐわない指示や対応を繰り返したので、これは容易ならないと考えて法廷で真相を明らかにして、発電所立地6町の傘下で、法の下にやり直さないといけないと考えています。

(3) 「本件事故」は何が一番の原因だと思いますか、又、本件事故に至るような重要な情報の「長期評価」を知っていましたか？

本件事故の原因は、経営者たちの経営能力の欠如と背任だと考えています。一説によると長期評価によって津波対策が必要なことを、福島発電所周辺自治体に知られると、運転と止められてしまうので、債務超過になってしまうのでという理由で、15.7mの津波問題を隠していたので知らされていない。

(4) 町の災害対策本部はいつ立ち上げましたか、双葉町災害対策本部長は、町及び町民の秩序と公益を守らなければなりません、3月11日の大地震・大津波発生に際して、これを実現できましたか？

平成23年3月11日16時30分に、被告東京電力第一原子力発電所から、原子力災害対策特別措置法第15条通報を受けて、第1回の双葉町災害対策本部会議を開催したときから、原子力災害対策特別措置法に基づいて、双葉町原子力災害対策本部長に就きました。

しかし、双葉町には発電所からの緊急時通報はありましたが、原子力安全・保安院の原子力防災専門官からオフサイトセンターへの参集の合図がなく、事故の情報の共有ができず、町民の秩序と公益を守るための緊急時対応は何もできませんでした。

(5) 大地震と大津波で、発電所が壊れることが想像できましたか、又、平成22年度福島県原子力防災訓練では、地震・津波で発電所から放射性物質が放出される筋書きでしたか？

被告らはかねてから、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ので事故が起きても心配いりませんと豪語していたので地震・津波で発電所が壊れることは心配していませんでした。

平成22年度福島県原子力防災訓練のメニューには、地震・津波で発電所が壊れることと、本件のようにウソをつかなければならないような放射性物質の放出を想定していませんでした。

(6) 発電所から緊急通報の第10条通報、第15条通報はありましたか、又、同じく、原子力保安検査官事務所の原子力防災専門官と福島県から緊急通報はありましたか、又、SPEEDI情報は11日の23時過ぎに福島県原子力センターに届いていましたが、双葉町にこの情報は届けられましたか？

発電所からは原災法第10条通報と第15条通報が届けられていました。

しかし、原子力保安検査官事務所の原子力防災専門官と福島県から緊急通報はありませんでした。SPEEDI情報は原告が双葉町災害対策本部長でいる間は、SPEEDIに関する情報は全くありませんでした。

(7) 本件事故発生直後に、原子力防災専門官から、オフサイトセンターへ参集の通報はありましたか？

本件事故において、誰からもオフサイトセンターへ参集の通報はありませんでした。平成22年度福島県原子力防災訓練では原子力防災専門官から参集の合図が双葉町災害対策本部に通知されて、参集要員

の役場職員がオフサイトセンターに参集していました。

- (8) 「本件事故」発生直後、原子力災害対策マニュアルには無い、官邸主導の事故対応について、何を思いましたか
又、事故前の防災訓練ではオフサイトセンターで模擬記者会見を行っていましたが、本件事故では官邸が行った記者会見についてどう思いましたか
?

原子力災害対策特別措置法と原子力災害対策マニュアル及び防災訓練のマニュアル等に定められた義務から、原子力安全・保安院が本件事故の規制義務の不作为を問われないように、素人政治家の官邸に責任を転嫁したと思いました。

事故前のシナリオの記者会見は、政府原子力災害対策本部事務局と政府原子力災害現地対策本部の二元体制でしたので、枝野幸男官房長官が記者会見を行ったことからウソと事故隠しが始まったと思いました。

- (9) 3月12日早朝に10km以内の避難指示を受けてから、双葉町を離れ、川俣町にたどり着くまで話してください?

何しろ、本件事故は異例でした。簡単に言うと防災訓練で約束していたことは何も実行していないという異常事態でした。11日の出来事に対し、避難行動に移ったのは翌日早朝という、何か裏が潜んでいるなど思いながらも、避難させないといけないと思い、できる限りの避難指示を出し続けた。

避難先とした川俣町長に電話で受け入れを頼んで、了解されたので大急ぎで町の防災行政無線で、原告が第1声で避難を呼びかけた。そのあと職員に避難の呼びかけを続けさせた。13時頃役場2階の秘書広報課の窓際に置いたシンチュレーション・サーベイメータの針が振り切れた。これが誰からも知らされなかったベントの警報だった。この後、残っていた職員に役場からの最終退避命令を指示し、役場を出て避難が遅れていたヘルスケア

ふたば、老人施設せんだん、双葉厚生病院に行き、避難の進捗を見守った。そして、1号機が爆発して皆のいる場所に放射性物質が降下した。17時頃、この場を役場職員3名と共に双葉町から川俣町へ向かったのである。

(10) 3月14日夕刻 自治会館3階の福島県災害対策本部を訪ねて感じたことを話してください？

本件事故発生当初から、福島県庁が県民の「生命、身体及び財産の保護」について、防災訓練のような対応を行わない県知事の姿勢に不信を感じたので、福島県災害対策本部のある自治会館を訪ねたのです。行ってみれば、案の定、福島県災害対策本部はハチの巣をつついたように大混乱状態でした。これを見て、福島県に町民対応を合わせていたら手遅れになると考え、原告の独断で町民の生命を守らなければならないと、この時決断したのです。

(11) 川俣町から、さいたまスーパーアリーナまで避難に至った理由を語ってください、又、避難の途中で何がありましたか

3月14日の16時30分、窓際においたシンチュレーション・サーベイメータの針が振り切れたので、1レンジ引き上げた。これは、3号機のプルームが川俣町まで飛んできたと判断して、川俣町に町民を留め置くわけにはいかなないと考えた。翌日、川俣町町長を訪ね、この事実を話し双葉町として再避難の考えを告げた。川俣町長は快く承諾してくれたので、再避難先探しを始めた。いとこの友人が東京で方々探してくれたので、埼玉県庁のご配慮もあり、さいたまスーパーアリーナに避難先を決めて、同月19日にさいたまスーパーアリーナにバス40台で移動した。

この日、原告は役場の公用車で先導したが、東北道、外環道を降りるまで、心中で葛藤していた。その内容は、政府を信用するか、それとも疑がうべきかという二者択一だった。

政府を信用できるかという疑いは、ヒロシマ原爆で広島県民が被ばく被害を矮小化されていたことを承知していたので、我々も同じくされてしまうのではないかという疑心暗鬼だった。

今度の事故は世界最大の規模なので、ごまかすのはできないだろうという性善説との二者択一だった。この迷いは東北道に入ったときから続いていたが、外環道に入るときには性善説を選んでしまった。この時の決断が間違っていたので裁判に至ってしまったのです。

(12) 原告が双葉町災害対策本部長就任中に政府「現地」対策本部長及び政府災害対策本部から何か報告・連絡・相談はありましたか、又、福島県災害対策本部から通報・連絡・相談はありましたか

原告が双葉町災害対策本部長就任中に、政府「現地」対策本部長が政府原子力災害対策本部長から権限の一部を委任した旨の公示が双葉町に届いていなかったのもので、政府原子力「現地」災害対策本部を認諾していません。したがって報告・連絡・相談はありませんでした。

同じく、福島県災害対策本部から通報・連絡・相談は全くありませんでした。福島県は原災法を知らない訳にはいきませんので、何かの意図があったのかもしれない。

(13) 原告は、内閣府原子力被災者生活支援チームを無法組織と呼んでいますか、理由は何ですか

内閣府原子力被災者生活支援チームは、事故前の法及び文献のどこにも存在しないものなので無法組織と呼んでいる。したがって彼らが原発事故被害者に不利益を強制することは、全てが加害行為であると判断しています。

したがって、賠償基準、避難区域、避難解除、帰還政策の全ては、原告ら発電所周辺自治体を排除して決めたことなので、正当性はなく無効なのです。

また、20ミリシーベルトという数値を双葉町民に示し、認諾を迫ること

は違法であり、本件事故がもたらした二次被害なのです。原告は事故前の環境放射線モニタリングの数値を掌握していましたので、20ミリシーベルトという数値を見たことはありません。

(14) 双葉町は現在、避難解除をしています、合法的だと判断できますか

原告が合法的というのは、一般的に認識されている1ミリシーベルト以下に「場」の汚染線量が減衰したことを、公的機関が文部科学省の示している検査方法で計測して、バックチェックされること、及び、公正・中立的な第三者機関によって、そのデータが認証されなければ、合法の判断ができません。現在は、合法だという地域は存在しないので、違法な避難解除だと考えています。

(15) 避難解除された双葉町に、放射能は安全だという専門家と、被ばく被害を認めている人は誰も住んでいませんが、原告はどのように思いますか

現在、放射能は安全だという方、特に低線量ワーキンググループ会議に参加されていた方を見かけたことはありません。

又、被ばく被害があると認めている方もいないようです。現在も発電所から放射能がでている状況で、避難解除なんてすることは狂気の沙汰です。

事故前の環境放射線モニタリングの実数を知っていれば、今の双葉町に住むことなんかできません。

2 本件事故に際して、双葉町長が被った公益棄損、双葉町と町民らの被った公益棄損、原告及び町民の私益の棄損等について

(1) 原告がいう公益棄損及び私益の棄損とはどのような意味ですか

原告がいう公益棄損とは、原子力発電所は被告東京電力が建設し、運転し、

利益を得てきたもので、双葉町にとっては誘致企業という性格のもので、誘致した企業の事故で双葉町の全部がその企業が出した放射性物質に汚染され、双葉町という地方公共団体の社会秩序が全部壊されて、町民が生活できなくされ、挙句に、不当な内閣府原子力被災者生活支援チームが事故前に存在しなかった20ミリシーベルトという虚偽の数値を、双葉町民に押し付けたこと、並びに、事故の最大の被害者の双葉町災害対策本部を原子力災害対策特別措置法に定められていた会議に参加せず、不利益を押し付けた行為によって発生した公共の利益を棄損されたことをいう。

私益の棄損とは、双葉町が公益棄損されたということは、双葉町民の公益が棄損されたことになる。したがって、双葉町の公益棄損は、双葉町民の私益棄損につながり、併存することは誰でも認めることである。

本件事故の被害・損害は天文学的な大きさなので中間指針で収まるものではないということです。

(2) 3月11日19時03分発の原子力緊急事態宣言発出から遅れること21時23分、3km以内の避難指示が出されましたが、どう思いましたか、又、枝野官房長官は記者会見でまだ放射能は出ていませんと言っていましたか

双葉町には、3月11日16時00分に発電所から特定事象発生第10条通報が届けられたことになっている。第15条通報は、16時45分に発信され、受信されていたようだ。双葉町の原子力災害対策計画には、第10条通報があれば避難の準備をする。続いて第15条通報があれば避難開始となっていたが、1～3号機までにそれぞれが危機的状況になっていたので、10条通報と15条通報が交錯していたので、どれを採用すればよいのかが分からなかったもので、避難開始が遅れてしまった。

このような状況下で、原子力安全・保安院の保安検査官事務所の原子力防災専門官からオフサイトセンターへの参集の連絡がなかったことで、事故現場の生の情報を得られなかったために、テレビに写された情報が唯一の

情報源とせざるを得なかったので、一番大事な初期対応に遅れをとってしまった。

枝野官房長官が記者会見を行ったことは、例外なことで、本来の約束では政府災害対策本部事務局の ERC と現地対策本部の OFC の 2 人で記者会見を行うことになっていたのが、いつ、誰の指示で約束が果たさなかったのかが闇になっている。後で知ったことだが、11 日 15 時に官邸から防衛相に「1号機放射のうもれ」というファックスを送っていたのだから、放射能は出ていませんということは、ウソで発電所周辺自治体及び住民を騙したのである。

(3) 3月11日深夜から政府と東電とで1号機のベントの実施について議論されていましたが、原告（双葉町災害対策本部長）には通報連絡されていたか、又、保安検査官事務所長、或いは、原子力防災専門官からの通報・連絡はありましたか

原告（双葉町災害対策本部長）には、どこからも通報連絡はありませんでした。原告は以前生業として圧力容器の安全弁について熟知していました。原子力発電所のベントは圧力容器の最後の手段ということを知っていました。この最後の手段は世界初なので、原子力安全・保安院の保安検査官たちは、双葉町等の発電所周辺自治体にベントを行うぞと知らせなければならなかったが、原子力防災専門官や保安検査官たちから、避難の呼びかけがなかった。

このことは、現場に限らず政府原子力災害対策本部長が行政として発電所周辺自治体に通報し、住民に影響にない地域まで避難させる責任があったのに、双葉町災害対策本部には通報されなかった。これは本件事故の最大の被害である。

(4) 3月12日午前3時過ぎ、枝野官房長官が記者会見で、ベントを「圧力を抑制する措置」を行うと語っていましたが、原告と情報を共有していまし

たか、又、枝野幸男官房長官は事前に原告に通報・連絡をしましたか、更に、原子力防災専門官から通報・連絡はありましたか

ベントを「圧力を抑制する措置」と言い換えれば、ベントという言葉の重さをあいまいにすることができるための便法だと考えている。「圧力を抑制する」ということは、圧力を「上げる、下げる」の両方の意味をもつので、被告らの都合に合わせた用法と考えている。原告（双葉町災害対策本部長）には、全ての情報が届いていなかった。枝野幸男官房長官から双葉町への通報連絡はなかった。原子力防災専門官からも何も通報連絡はなかった。

(5) 3月12日5時44分に、突然10 km以内の避難指示が出されましたが、原告は何で知りましたか、その時の気持ちはどうでしたか、又、双葉町災害対策本部長として決断をしなければならなくなった時の気持ちは如何でしたか

10 km以内の避難指示をテレビで知った災害担当課長が慌てて町長室に飛び込んできて知らされた。その時の気持ちはなんで今頃10 km以内なのだと、原子力安全・保安院の保安検査官と原子力防災専門官からは何も通告されていないのに、しかも、オフサイトセンターにおいて初期対応方針会議に双葉町の担当職員が出席していないのに、誰が決めたのかわからない10 kmについて、防災訓練の筋書きに無い官邸なのかという不信がよぎった。

不信を抱えながらも、10 km以遠に町民を避難させなければならないので、避難行路と避難場所を決めなければならなかった。会議を開く時間がないので、避難行路を国道114号線と決め、場所は双葉から近い川俣町として、川俣町長に連絡し避難の受け入れを要請した。川俣町長は快く引き受けてくれたので、双葉町災害対策本部会議で職員に通知し、午前7時40分以降順次避難を開始した。

- (6) 同時刻に、発電所常駐の保安検査官たちが、双葉町の住民たちより早く第一原発からオフサイトセンターに退避していたことは何時知りましたか、事故前の防災訓練と違う事故対応の展開に何を感じましたか

常駐のはずの保安検査官たちが一番大切な時に発電所から退避していたことは新潟県の事故調査委員会の文書で発見するまで知りませんでした。

3月11日から第一原子力保安検査官事務所の動きは見えませんでした。3月11日と12日は事故の初期対応が住民の安全には欠かせないことは、防災訓練で共有していましたが、保安検査官たちの任務懈怠が起きていたこと等知りませんでした。彼らの職域は彼らの生命、身体を守るだけでなく、発電所周辺自治体の住民を被ばくをさせないことにあったのに、使命を果たさず保身に働いたことは、法に背き、背任を働いたことに、限らない憤りを持っています。

- (7) 原子力災害対策特別措置法に基づいて緊急事態宣言を発出したのだから、政府原子力災害対策本部長が政府原子力災害「現地」対策本部長へ権限の一部の委任を行った旨の告示が、双葉町災害対策本部長に届けなければならなかったのですが、原告は在任中に告示が届いていないことを確認していましたか

原告は、事故発生以来、政府原子力災害対策本部長の不当な介入に不信を持っていましたので、もしや、池田元久経産副大臣に現地対策本部長の権限の委任がなされたのか、なされていないのかについて関心を持っていたのですが、双葉町災害対策本部長へは権限の一部委任の告示は見たことはありませんので、受領の決済はしていません。

- (8) 川俣町で経験したことは何ですか、又、3月14日16時半頃、事務所と

していた「とれんぴあ」の窓際においていたシンチュレーション・サーベ
イメータの針が振り切れた時は何を思いましたか

川俣町と双葉町は約50km位離れているので、大丈夫だと思っていたところ、14日の16時30分頃、とれんぴあの窓際に置いていたシンチュレーション・サーベイメータの針が振り切れるのを目撃したので、川俣町も人の住むところではないと思い、この時の発電所の推移を見れば誰にも先のことが分からない状況だったこともあり、町民の生命・身体を守るには、もっと遠くへ避難させなければならぬと決断した。

(9) さいたまスーパーアリーナに避難した直後、東電本店に赴き、武黒フェロ
ーと会っています、何を語りましたか

本件事故の第一義責任のある東京電力本店に行き、双葉町災害対策本部長として事故現場で作業する双葉町民を被ばくから守らせることが喫緊の問題だったので、勢い、町長の使命である「町民の命を放射能から守らせること」を、経営者に伝えることが目的だった。

終電の時間を過ぎていたが、社員に役員に合わせろと言ひ、やがて、役員室に案内されて入った部屋は、武黒フェロー室だった。手短かに話したのは、町民の生命、身体を被ばくから守るように語気を強めて語った。そして、それが果たせなかったら、「俺（原告）が作業服着て中に入るからな」と確実に双葉町災害対策本部長の決意を伝えた。主要時間は5～6分くらいだった、帰る手立てがなかったが、武黒フェローが手配してくれたハイヤーで、スーパーアリーナに帰った。

(10) 双葉町（発電所立地町）を原子力災害合同対策協議会に参集させないことは、わが国の原子力防災訓練の歴史にはなかったことです、本件事故では双葉町並びに郡内5町が参加しない会議を続けてきました、民主主義国家の全ての会議の原則は、会並びに組織に所属する者の過半数の出席か、

委任の証を含めた過半数がなければ成立しませんが、原告は本件事故後に、これまでの会議に参加しましたか、又は、だれかに委任しましたか、合意形成をした記憶がありますか

本件裁判の最大の目的である、事故対応体制から原告（双葉町災害対策本部長）を排除したことです。過去の防災訓練では合同対策協議会が開催されて、双葉町災害対策本部長以下役場職員及び町民が平日公務として参加していました。本件事故では、誰が意図したのかわからないが、菅直人政府原子力災害対策本部長の独裁体制を仕組んで、発電所周辺自治体は情報の共有、合同対策協議会への出席を阻まれてしまった。一番影響のある発電所周辺自治体を排除した合同対策協議会は定足数に達せず、不調のままで今日に至っている。事故対応体制に参加させないものに委任などという礼儀作法は存在せず、事故の責任者たちが勝手に決めたことに同意・合意などあるはずがない。

(11) 政府災害対策本部長の野田総理が平成 23 年 12 月 16 日、本件事故の収束宣言を行いました、この宣言をどのように思いますか

インチキの一言である。理由は、本件事故発生以来、原子力災害対策特別措置法に反した事故対応組織を拵え、事故対応の主役である発電所周辺自治体を排除したままにしている政府原子力災害対策本部長は、原子力災害対策マニュアルを葬り、発電所周辺自治体との事故情報の共有を阻み、協議・合意を一切行っていない政府原子力災害対策本部は、防災訓練の実績を断りもなく排除した。このような背景の、野田政府原子力災害対策本部長には、真実性は全くなく、事故の収束を宣言するための手順と事実確認を発電所周辺自治体に説明し、収束の確認し、宣言の合意形成を図っていないものを、虚偽の宣言と断じている。

このインチキの確認を、原告は、双葉町災害対策本部長として、安全確保協定に基づき、平成 24 年 3 月 7 日午後、第一原子力発電所の重要免振

棟に赴き、小森明生常務、高橋第一原発所長に、事故は収束したのかと質したら、「していません」と答えている。したがって、この場で原告は事故の収束を確認できなかった。

- (12) 避難基準・賠償基準・避難解除基準等に 20 ミリシーベルトという法外な数値で事故の被害量を評価されていますが、これをどのように理解していますか

国民にとって不利益ことを、内閣府原子力被災者生活支援チームが強制しているのは、国民に対しての反逆でしょう。日本史の江戸期以前の将軍たちの時代は、国民・住民に広く毒まみれにさせることはなかったはずです。明治期以降の日本政府は名ばかりの民主主義を言いふらし、実は経済至上主義で世界大戦に挑み、全敗し、日本が初めて外国に支配されることに繋がったのです。戦争の成果として、日本国民が原爆の放射能に晒され、現在も被害が続いていますので、20 ミリシーベルトという数値は違法です。

- (13) 双葉町民の経緯書には、事故を恨みながら亡くなっていった多くの人々の思いが綴られています、原告の当時の災害対策本部長としての思いを聞かせてください

数多くの経緯書には、原発事故を恨んで亡くなった方の思いがつづられています。この方たちの最後の思いは、永遠です。

最高で貴重な遺言として、後世に引き繋がなければならないと、思いを強くしています。

- (14) 双葉町民は福島県内と県外に別れましたが、町民をまとめるために執ったことは何ですか、又、実現できなかった原因は何ですか

仮の町構想でした。場所は被ばくの影響が少ないところで子どもたちが

健康に生活し、精神的な恐怖を考えることなく安心して暮らせる環境に町民が集い、事故前に近いコミュニケーション、冠婚葬祭ができ、町内の商工会員たちの生業がささやかでも再開し、学校があり、医療施設の再開と歴史の継承が適うことを行い、全国に散らばった町民を1カ所に集めることでした。この考えの基礎は、隠ぺいと偽装で事故現場の未来が見通せないことと、長期的に被ばくをさせないためだった。

実現できない原因は、事故を限りなく隠ぺいして事故の規模を矮小化したい政治家、政府、地方行政、原子力産業界及びメディア、並びに、福島県内の地方自治体が、住民を避難させると負担が大きくなるからという魂胆があったように見ている。

放射能さえ見えなく隠せば、全て避難する必要がなくなり、事故前と変わらない生活ができるので、福島県民の総意が原告の考えに同調しなかったので、仮の町構想は幻の構想になってしまった。

(15) 原発が立地する双葉町を、原子力災害合同対策協議会に参集させないことで被ったことは何ですか

双葉町民が被った被害・損害の原点はこれにあります。原子力災害対策の特別法に「住民の生命、身体及び財産の保護」を謳っておきながら政府災害対策本部長は、法に準じることをしなかったのです。事故の対応には、発電所周辺自治体と国及び事業者らが合同対策協議会で事案を諮り、実行することになっていたのを、原告（双葉町災害対策本部長）に通告と合意を得ることなく、法に無い様々な組織を作り、むぼうな決定をおこない、隠ぺいと偽装を繰り返し、膨大で計算しがたい不利益をもたらしたのです。このことに終わりが無いので、原告ら及び国民の被害とウソの損害は永久に続きます。

(16) 日本政府が「本件事故」発生直後から、原子力産業の代弁者のような専門家に被ばくの実態を隠させ、風評被害という言葉をマスコミに拡散させ

双葉町民に間違った印象操作をしています、原告はこれに反発しています
が理由を述べてください

先ず、被ばく隠しは成功しないのに、被告らと福島県、マスコミが大きなウソをつきました。特にウソを福島県内の住民に説明した山下俊一がいます。100 ミリシーベルト以下は発症しないというウソは、いつ、だれが、どこで、何を使って計測したのかが明確でないのに、被なく被害を否定したことは、山下俊一に挙証責任があることを忘れることはできない。

同じく、佐藤雄平福島県知事が、被ばく被害を風評被害とマスコミで公言していたが、風評被害についての挙証責任があるので、何が、いつ、どこに、どのような被害なのか、そのボリュームを事故前の数値を比べて、どのくらい増えたのかを証明しなければならないはずです。

風評被害の証拠を示さない場合は、言いふらしという犯罪に該当する場合があることを認識するべきである。

(17) 双葉町は現在、本件事故前の原形をとどめていません、本件事故の責任者の
特定と責任の取り方についての考えを話してください

本件事故の第 1 位の責任者は、長期評価の事実を双葉町災害対策本部に伝えなかった内閣府中央防災会議。第 2 位は、安全確保協定に反し、長期評価の事実を双葉町災害対策本部に告げなかった東京電力。第 3 位は、原発の規制義務が集中していた経済産業省原子力安全・保安院と部下たち。第 4 位は、双葉町災害対策本部に津波隠しを行った福島県庁という順位になります。責任の取り方は、双葉町を事故前の状態に戻すこと以外に方法はありません。

3 本件事故に際して、「失われた人権」について

(1) 原告がいう「失われた人権」について考えを説明してください

事故前のように、双葉町で平穏な生活権を回復することと考えている。

本件事故では避難先で、原発事故の避難者と言えない窮屈な生活を強いられる理由は全くないのに、落人のような悲惨な暮らしに早く終わらせたいと願う町民は大勢いる。

(2) 双葉町にいた時、想定外の 1 号機のベント被ばくと 1 号機の爆発物の被ばくをさせられました、あの時の状況と、何が原因で避けることができなかったのか具体的に話してください

防災訓練では、避難が完了してから放射性物質の放出する順序でしたが、本件事故では、政府原子力災害対策本部長が発電所周辺自治体の状況を確認することなく、首都圏を守るためにベントを急がせたのが、原告らが被ばくをさせられた原因です。発電所から原災法第 15 条通報を受信したときから避難を開始させなければならなかったのですが、双葉町災害対策本部は政府原子力災害対策本部から除外されていたので、発電所の直近の情報が入らず、1 号機の爆発で深刻な状態になっていたことを知ったので、被ばくは避けられなかった。

(3) 原告は事故前に、町長応接室で土堂第一原発の副所長に、「俺は放射能が嫌いだから、被せるなよ」と断っていましたが、本件で一番濃い放射性物質を被せられた時の気持ちを答えてください

土堂副所長から発電所の現状を聞いていた時、ふと、被ばくのことを語っておかなければならないと感じたので、「俺は放射能が嫌いだ、俺に放射能を被せるな」と土堂副所長に話した。土堂副所長は、いやあ、そんなことはありませんと否定した。原告はこの時、なぜかこの言葉を欲しがったので、ダメ押しでそんなことはないという返事を求めた。

この言葉が冷めないうちに、本県で一番濃い放射能に比婆 k をさせられてしまったから、怒りが今でも収まらないでいる。

- (4) やがて、騎西高校に避難してから、体調に変化が現れて、特に全身の脱毛から始まり、疲労感、手足のしびれ、不定愁訴そして鼻血とつながっているのですが、漫画「美味しんぼ」で語ったことに対し、国と福島県が批判をしました、これについて、述べておきたいことがありますか

騎西高校に避難してから体調の変化が現れてきた、まず最初に川俣町で起きた現象は下痢でした。埼玉に来てからは、手足のしびれ特に右手のしびれがひどく、今でも収まっていない。やがて、全身の脱毛そして鼻血へとつながった。漫画美味しんぼで語ったことは事実で、双葉町と宮城県丸森町と滋賀県長浜市木之本町の3カ所を比較した疫学調査でも、双葉町民の健康障害の多さが際立っている。このような現地調査をしない国と福島県が原告の鼻血を批判したが、批判するための挙証責任を果たさない想像で語っている。

- (5) 町民からも同じような症状を聞くわけですが、原告は何を思いましたか

上記にも示しましたが、双葉町は疫学調査を行っているので、町民の深刻な症状を目にして、被告ら及び放射能の専門家という者たちは、いっせいに反対の偽情報を出してくると考えて事実の積み上げを行った。

かつて、政府が広島・長崎の原爆被害を隠ぺいした経緯から、同じく隠ぺいと偽装をしないと、過去のウソがバレてしまうので、本件事故でも被ばく被害はなかったと、原子力利権屋たちはウソをついているのだろうと考えていた。

- (6) 特に、会津若松の仮設住宅で町民の取材を行いました、どのようなことでしたか、氏名は個人情報なので伏せてお話してください

取材対象者は女性です。この方を取材したのは、友人からひどく身体の

異変が起きているということ聞いて、原告が取材に行きました。

彼女は、平成23年3月11日から3月19日まで双葉町にいた。

彼女は町の防災行政無線の届きにくい場所に住んでいたため、町の避難の広報を聞いていなかったの、町の避難指示を聞いていなかったの、何が起きているのか全く分からなかったと話した。

プロパンガスとコメがあったので、水は裏の川から汲んできてご飯を食べていたと語った。11日から19日と言えば、放射性物質が膨大に放出された時と同じで、外部被ばくと内部被ばくは最大だったと考えられる。この時の状態は、すぐ疲れる、血小板は一桁で何かの衝撃ですぐ内出血をする、何度も輸血をしていると話した。彼女は事故前は色白で美人だったが、この時の肌はサメ肌で美人ではなかった。原告は、避難の通報が伝わらなかったことを謝罪したが手遅れだった。

彼女の外見は、原爆症のようだった。彼女はその後、平成29年に亡くなっている。

(7) 本件事故前に、原子力防災訓練のシナリオを双葉町に示していた原子力安全・保安院は、本件事故発生以降、防災訓練の筋書き通りに対応しましたか

原子力防災訓練のシナリオは真っ赤なウソでした。本件事故発生以後、全ての計画を無いものして、責任を果たさず、彼らは逃げました。職場放棄と職責放棄を同時に行ったのです。

まるで、第二次世界大戦の大本営の対応と全く同じです。残ったのは、発電所周辺自治体及びその住民たちでした。悲惨な状況をマスコミは取り上げず、なぜかと聞くと私たちは企業ですからという始末で、事実を告げることはありませんでした。

これを過去の悪例に形容すれば、攻めてくる露軍との間に満蒙開拓団民を衝立にしたのが関東軍だったが、本件事故では原子力安全・保安院が、常駐のはずの保安検査官たちを1号機の爆発の前に第一原子力発電所から退去

させて、双葉住民を放射能の衝立にさせたのである。

(8) 被ばく被害から町民を守るために障害となったことは何ですか

原子力安全・保安院と福島県が県民の「生命、身体及び財産を保護する」役目をウソで放棄したことです。事故直後に原告が佐藤雄平福島県知事から言われた言葉が忘れられない「なあ、俺は県民を外に出したくないんだよ。」という想定外の言葉。

事故の前の平成22年11月25日・26日に福島県原子力防災訓練を一緒に行った間柄なのに、防災訓練の内容を示すビラを双葉郡内に配布し、避難の目的を周知した主体者の県知事がビラの内容と真逆なことを語ったので、狂ったのか、はたまた、事故隠しなのかと、知事の言葉で疑心暗鬼にさせた。

その後の、県民健康管理調査の偽装が発覚したとき、県知事の事故隠しの目論見を理解した。

(9) 双葉町が原子力災害合同対策協議会に参集されない理由をどのように理解していますか、又、双葉町（債権者）を排除して被告らだけで決めた後知恵の法外組織、避難基準、避難範囲、法外な20ミリシーベルトの強制、中間指針、健康被害の否定、無謀な帰還の決定、除染等の行為は納得できますか

大人が平日公務として行ってきた防災訓練の計画の案文は、原子力安全・保安院が作ったものだった。原告は、双葉町長就任以降は双葉町災害対策本部長として防災訓練に参加していた。この証拠はそれぞれに写真、動画に原告の映像が収録されているので、被告らは掌握していると思う。

本件において原告は、双葉郡民の防災訓練に参加した事実を既得権としている。何ゆえに、双葉郡民の防災訓練の経験を踏みにじったのかについて被告らは説明し、詫びなければならぬ立場にありながら、違法組織を

乱立し、優越的地位を悪用している。

発電所周辺自治体を排除した形の無効な合同対策協議会を作り、定数を欠いた会議を繰り返し、何やら決めたと嘯いているが、原告はこれを認めていないので、偽物の合同対策協議会の存在と決定は全部無効である。

(10) 平成 24 年 3 月 7 日、原告は第一原発を訪れていますがその内容を述べてください

平成 24 年 3 月 7 日午後、原告は第一原発を訪れています。この目的は、事故現場の目視確認と野田総理が事故の収束宣言をしたので、収束をしたという検査調書の検分をすることでした。

東京電力は小森明生常務（元第一原発の所長）と高橋第一原発所長ら数人が重要免振棟の小部屋で応対しました。原告が、事故の収束をしたのかと質したところ、小森明生常務は「していませんと」答えたので、事故の収束を検査していなかったので、検査調書の提出を求めるまで行きませんでした。原告は従来から現場人間でしたので、風聞を認めず必ず自分の目で現場を確認してきましたので、双葉町長になっても職員の報告を現場で確認して決裁してきましたので、同じことをしたのです。

したがって、現在までも事故の収束はしていません。

(11) 事故は起こさない、起きないと発電所誘致以来、双葉町は被告らから言われてきましたが、実際、世界最大の事故に遭いました、感想を述べてください

被告らは、事故前の言葉として、又、書面で語っていたことに、原子力発電所は何があっても運転を「止める」、核燃料を「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」の 3 つを語っていたのだから、想定外という言い逃れではなく、この結果を原告に示さなければならない。

しかし、レベル 7 という最大の規模の事故を 3 つの発電所と、1 つの随伴事故を起こしました。被告らは、これを清算しないまま事故の収束などとうそを語っていますが、法理でも条理でもうそは通用しないので、逃げ口上を被告らは語ることは許されない。

被告国は、この現実には蓋をして、事故を隠ぺいしているが、事故の現実まで隠ぺいすることは歴史上不可能である。

- (12) 事故前には一般公衆の被ばく限度を 1 ミリシーベルト以下と決めていましたが、本件事故後には 20 倍の 20 ミリシーベルトとされましたが、原告は双葉町災害対策本部長として、いつ、どこでこれを認めましたか

原告は、事故前に福島県原子力広報協会が発刊していた「アトムニュース」及び付録の「ウランちゃんの原子力の基礎知識」の発行責任の一員でした。これらの文責は当然原告にもあるのです。特に、「ウランちゃんの原子力の基礎知識」はシリーズで放射能、放射性物質について、詳述していました。この中に、20 ミリシーベルトという数値を記載したものではありません。

資料の全てに、一般公衆の被ばく限度を 1 ミリシーベルト以下と表示していましたので、事故が起きたら 20 ミリシーベルトという数値を引用することなど一度も記載していません。虚偽の 20 ミリシーベルトという数値を原告が認めたら、虚偽公文書作成罪になりますので、絶対に認めることはできないのです。

- (13) 20 ミリシーベルトという数値は、国民が有する平等の原則を逸脱していますが、どのように考えていますか、又、憲法第 18 条に反しています、これについて述べてください

日本国民だけの問題ではありません、人類の大問題なのです。20 ミリシーベルトという数値は国際規格にはできません。というのは、日本ほど外国では国民を騙せませんので、20 ミリシーベルトという数値を語っ

たとたんに、原発はやめろという世論が世界中に広がり、原子力発電産業が破綻するからです、我が国の政府は長年、広島・長崎の被ばく被害を偽装し、矮小化してきました。20ミリシーベルトという数値を語り福島県民を差別化して、騙せたと考えたら大間違いです。その理由はウソだからです。

憲法第18条には、何人も、いかなる奴隷的拘束を受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。と明文化されていますので、原告は20ミリシーベルトという数値に従属させられるものではないと判断しています。

- (14) 双葉町災害対策本部長は双葉町民の代表です、その代表が被告らのウソ、偽装に加担できますか、又、町民に対して信頼と責任を裏切ることができますか

原告はウソが大嫌いです。本件事故で最大のウソは、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル及び双葉町原子力災害対策計画に定められていた方策から、被害者である発電所周辺自治体を排除したこと、いわゆる、わが国、初めての原発事故で被災者が参加するステークホルダー・ミーティング（発電所周辺自治体を含めた形）を行わず、債務者とならなければならない被告国と被告東電らが、自分たちの責任回避と被災者・国民に我慢と負担を強制したことは、被告東電が結んでいた「安全確保協定違反」に反するために、原告はウソと偽装の被害から町民を守らなければならないと考えているので、責任を住民に転嫁されることを見過ごすことはできない。

- (15) 双葉町は避難解除したといっても、現地進行協議の際、避難解除された場所を詳しく調べたら、被告東電の本件事故前の基準でいう「D区域」という強度に汚染されているところがありました、事故前のD区域はどのような線量か、どのような装備でなければならないのか述べてください

事故の初期に放射線医学総合研究所の明石真氏が、双葉地区の住民はハイリスク群と呼んだ。原告もそう思っていた。その理由は、1号機の爆発物の降下する気流は双葉町の中心を通り北上した。又、福島県のモニタリングポストのうち、郡山、新山のモニタリングポストと上羽鳥地区のモニタリングポストは通常の何倍もの汚染量を記録したことから考えれば、双葉町の多くが高度に汚染されていることが知られていた。

原告は被告東電が事故前に、発電所周辺監視区域の内外の環境放射線量の観測をして、これを福島県原子力安全確保技術連絡会に報告していた報告書の記録と照合しても分かるように、双葉町は驚愕の放射能に汚染された。

進行協議に際して被告東電が事故前に、作業員の被ばく管理を行っていた基準に当てはめると、最高で最悪の汚染とする「D 区域」に相当する場所が、進行協議の目的地に存在していた。

被告東京電力の放射線管理仕様書には、空气中放射性物質濃度 4×10^{-4} (Bq/cm³)以上、表面汚染密度 40 (Bq/cm²) 以上の場合に「D 区域」と見なされると記されている。

- (16) 双葉町民が本件事故を受けて、良かったという人に会ったことがありますか、双葉町民は、賠償に満足していると語っていますか、又、双葉町民は避難先で幸せに暮らしていますか

原告が双葉町民に事故について尋ねると、必ず事故を憎む言葉「悔しい」と答える。又、賠償にもやりきれない気持ちをいう町民が多く、満足という言葉聞いたことがない。

双葉町民は、避難先で避難民と名乗ることを出来ずに生活をしている。避難民といえば、賠償金で立派な家を建てて、遊んで暮らしていると陰口を言われるので、自分の身分をいうことができないでいる。多くの国民は、賠償金は税金で賄われていると思い、俺たちの税金で遊んでいると揶揄しているが、賠償金の多くは資産を金に換えたものと、生活費月10万円を合算し

たもので、殆ど利益を生んでいないことが国民に理解されずに、偏見と差別を生んでいるのが現実である。

双葉町民は避難先に迷惑にならないように気遣いながら暮らしている。事故前には、なんの気遣いもない自由さと、生きがいを求めながら暮らしてきたが、避難先では自分を隠し、作り笑いをしながらひっそりと暮らしているのが現状である。

その見本は、現在の伊澤史朗双葉町長は、中間貯蔵施設の設置を認める時の発言で、県内で町民がお世話になりながら避難生活をしているので、除染残渣を双葉町が引き受けるしかないと言ったが、かれは大きな間違いを侵してしまった。間違いの理由は、双葉町は事故の被害者の立場なので責任がない。福島県内で窮屈な生活を強いられていることの責任は、被告らにあるので県民に謝るのは被告らなので、双葉町長は事実に基づかない判断をしたしまった。

4 原告が、本件事故から学んだことで、後世に伝えたいことは何ですか

法を整備しても、マニュアルを整備しても、約束しても為政者に知らないふりをして、地位を悪用してウソを付ける現状は、もはや手の付けられない放置国家に成り下がりました。この国は優越的地位の乱用で信頼とか信用はどこかに捨てられました。まずは行儀作法の共有からやり直さないと、日本は滅びてしまいます。このため、ウソが付けられない社会にしなければなりません。

5 支援者、国民の皆さんに伝えたいことは何ですか

多くの支援者の支えで今日まで来られましたこと、謹んでお礼を申し上げます。私のウソとの戦いは終わりません。これからも皆さんと共に、誰もがウソをつかない社会づくりの一助になれば幸いです。

6 中間貯蔵施設設置について述べたいことがありますか

汚染者負担の原則に従ってください。一番被害が大きくて弱い立場の双葉町に不幸な中間貯蔵施設を設けることは簡単なことですが、汚染者負担の原則に従えば、東京電力の所有地に汚染物質を置くのが原則なので、原告は汚染者負担の原則を譲ることはありません。

7 最後に、令和4年6月17日最高裁判所が国の責任を否定した判決について、どのように思いますか

令和4年6月17日最高裁判所が国の責任を否定した判決は、国策という政策に免罪符を与えた。国策には国民は文句を言うなど判示したのだと考えています。しかし、わが国は国民主権という体制にあるので、国策の主権者は国民であることに何人も意義がないはずである。

令和4年6月17日最高裁判所が国の責任を否定した判決を良識で解釈すれば、責任のない国民は等しく原発事故で苦しめられることもなく、事故対応に国税を使うこともないのである。

令和4年6月17日最高裁判所が国の責任を否定した判決を正當に評価すれば、被告東電に国民が支援することもできないので、全てにおいて無過失責任及び無限責任が被告東電に責任が集中することになる。

原告及び双葉町民は、被告東電の悪意に、これ以上翻弄されることなく、被告東電の手によって事故前に戻るまで、待機すればよいことにもつながる判決である。

おわり

証 拠 申 出 書

《証人用》

平成27年（ワ）第13562号

6.6.26 送付版

原告 井戸川克隆

被告 国・東京ホールデングス株式会社

証 拠 申 出 書

令和6年6月28日

東京地方裁判所民事第50部 合ろ係 御中

原告 井戸川克隆 印

原告は、次のとおり証拠の申出をする。

第1 人証の表示

1 〒180-0006

東京都武蔵野市中町1-2-9 サンローゼ武蔵野302号

証人 菅 直人

(呼び出し・主尋問60分)

2 〒167-0035

東京都杉並区今川二丁目12番3号

証人 小森明夫

(呼び出し・主尋問40分)

3 〒979-1411

福島県双葉郡双葉町大字郡山字後迫159番地

証人 井上一芳

(同行・主尋問40分)

第2 立証趣旨

① 菅直人証人

- 1 政府災害対策本部長としての責務は永遠に続く
- 2 避難指示は地獄への片道切符
- 3 ウソと偽りの饗宴
- 4 その他

② 小森明夫証人

- 1 第一原子力発電所長としての安全確保について
- 2 「止める」「冷やす」「閉じ込める」について
- 3 平成20年9月10日に開催した秘密会議について
- 4 その他

③ 井上一芳証人

- 1 双葉町社会福祉協議会事務局長として本件事故で経験したこと等について
- 2 1号機のベント被ばく、又、1号機の爆発物に被ばくさせられた思い。
- 3 双葉町副町長としての思い
- 4 その他

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

(別紙1)

尋問事項

証 拠 説 明 書 58

《証人 井上一芳用》

6. 8. 18 提出

平成 27 年（ワ）第 1 3 5 6 2 号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川 克 隆

被告 東京ホールデングス株式会社 外 1 名

証 拠 説 明 書 5 8

（甲ハ 2 0 1 号証）

令和 6 年 7 月 10 日

東京地方裁判所 民事第 5 0 部 合ろ係 御中

原告 井戸川 克 隆

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 ハ 第 201 号 証	陳述書	写し	令和 6 年 7 月 31 日	井上一芳	私こと、証人井上一芳は双葉町社会福祉協議会事務局長として、3・11に全く想像していなかった東電原発事故発生に際し、経験した真実を述べるものである。 本件訴訟の原告は、事故当初の双葉町長及び双葉町災害対策本部長であるとともに、当双葉町社会福祉協議会会長でもあった。 私は、3・11に発生した大津波で被災した大勢の町民の救助に應對していたので、テレビなど見る余裕がなく、第一原発が危機的状況という情報は、町から知らされなかった。私は、過去に行われた防災訓練に参加していたので、速やかに避難指示が出されることと考えていましたが、3月12日午前8時前後に町の防災行政無線で突然避難を呼びかけられました。 当社会福祉協議会では、高齢者等の災害弱者を対象に運営していたので、緊急事態には一番弱い立場にありました。このことを踏まえ、当該組織の事務局長として実務を担っていたことを中心に、本件事故で体験した苦い思いの一端を述べるものである。 防災訓練でスムーズに行動できたの

				は、予め事故情報が示されていたので、トラブル等はなかった。しかし、本件では、原子力行政に関わったことがなかった私（事務局長として）は、暗中模索で判断し、行動するしかなかった。 何よりも悔しいことは、避難指示が遅れなければ、1号機の爆発の爆発物を被せられることがなかったのという強い憤りが生涯続く心労は、外部の者にはわからない。しかも、双葉町上羽鳥地区のモニタリングポストが4.6ミリシーベルト/時間という驚愕な数値が記録されていたことを知らせなかったことを赦すことはできません。 双葉町副町長として短期間でしたが、事故後の町の原子力災害に携わったことで感じたことは、国は白々しいウソをこんなにもつくもんだなということでした。 私は、職場の関係で長年転勤族でしたので、退職後は故郷の双葉町で老齢の父母と妻と、田畑を耕し、平穏な生活をしていましたが、東電の事故で家屋敷は放射能で汚染され、挙句に同意のないまま、中間貯蔵施設用区域に組み込まれてしまい、夢と希望を壊され、二重三重に生活権を侵害されてしまいました。 本陳述書には書ききれない私自身の被害の量は膨大で、自分の代では回復し難く、子々孫々まで被害・損害が続くものと主張しておきます。
--	--	--	--	--

おわり

尋 問 事 項

《証人 井上一芳用》

(別紙3)

尋問事項

証人 井上一芳

- 1 3月11日の事故時のときのあなたの職場はどこでしたか、お聞きします
- 2 あなたは、以前避難訓練に参加したことがありますか、お聞きします
- 3 あなたは、発電所で異常事態が発生したらどのような行動をしますか、お聞きします
- 4 防災訓練で経験したシナリオはどのようなことでしたか、お聞きします
- 5 平成23年3月11日と12日の出来事を話してください
- 6 要介護者たちの避難誘導はどのようにされましたか、お聞きします
- 7 同年3月12日に猛烈な被ばくをされたと聞いていますが、詳しく説明してください
- 8 川俣町でスクリーニング検査を受けたことになっていますが、詳しく説明してください。

- 9 井上証人自身の被ばくの影響について詳しく説明してください
- 10 井上証人は、体調不良を抱えながらの人生をどのようにしてほしいですか、お聞きします
- 11 井上証人に、不利益情報が告知されなかったことをどのように考えますか、お聞きします
- 12 政府災害現地対策本部は事故情報を町の災害対策本部に届けなかったために、町が井上証人に事故情報を適時に伝えられなかったわけですが、この責任はだれにあると思いますか、お聞きします
- 13 やがて井上証人は双葉町副町長に就任するわけですが、就任して何が分かりましたか、お聞きします
- 14 副町長に就任して一番先に感じたことは何ですか、お聞きします
- 15 前例のない事故で、双葉町が不利益を被ったことを思い出し、述べてください

- 16 我が国には、本件事故前から原子炉等規制法とか、放射線障害防止規則で、民間人は年間の被ばく限度を1ミリシーベルト以下と定められていますが、ご存じでしたか、お聞きします
- 17 令和4年の最高裁判所では、国には原発事故の責任がないと判決されたことについてどのように思いますか
- 18 井上証人は、事故後に御自分の権利を誰かに委任されましたか、お聞きします
- 19 本件事故で被った悔しい思いを述べてください
- 20 最後になりますが、原告と証人の苦勞に報いる判決が、最高裁判所と各地の高等裁判所で出ています、原発事故の責任が国にはないということなので、当時の町の町長と副町長にも責任がないということです、避難のさせ方が悪いと日夜町民から責められていましたが、責任はひとえに被告東電に集中させられたのです、国に責任がないということは、国民に事故の責任がないので、国民の税金が事故処理費用や賠償金に使われないのです、さらに、被ばく被害を矮小化することに国は関われないために、国に騙されることもなくなります、又、国によってIAEA等の国外機関を使い偽装されることもできなくなるのです、ただし、被告東電には責任が集中しますので、破綻の

道しか選択できません、これが、原子力発電所の宿命というものです、怖い話ですが証人はどのように考えていますか

21 その他関連質問

おわり

陳 述 書

《証人 井上一芳》

陳 述 書

令和6年7月31日

東京地方裁判所 民事第50部 合(ろ)係 御中

陳述人 福島県双葉郡双葉町大字郡山字後迫159番地

井上 一芳



《平成27年(ワ) 第13562号》

福島被ばく損害賠償請求事件

1) はじめに、平成 23 年 3 月 11 日時点の井戸川克隆との関係から説明しますと、井戸川克隆は双葉町社会福祉協議会の会長で、私は部下の双葉町社会福祉協議会（以降「社協」とよぶ。）の事務局長でした。

なぜ、証人になったのかについては、3 月 11 日から双葉町長・双葉町災害対策本部長としての原告の艱難辛苦を知っていた関係と、3 月 12 日に同じ場所で、同じ被ばく被害を受けたときの命が窮まった恐怖を共有しているためです。

従来から正直者であった原告が、事故後の不条理（ウソを重ねること）による被害・損害を裁判で闘っているのは、実は双葉町民の無念さと悔しさを明らかにして、同じ境遇に置かれた私たちの思いを代弁しているので、同じ痛みを共有する私（証人）が原告井戸川克隆の無念さを排し、勝訴されることを目指して証言することになりました。

2) 被告東電は、事故前に私たちに常に語っていた言葉の、何があっても事故は起こさないと語っていました。その中でも一番記憶していたのは、何があっても発電所の運転を「止める」、燃料を「冷やす」、放射能を「閉じ込める」と説明して、私を安心させていましたが、実際の事故では何もできず、計測不能の膨大な放射能を放出させました。これは、私と私たち町民への信頼の裏切りで、「想定外」などと言い逃れを赦せるものではありません。被告東電は、上記の約束はウソだったと謝罪して、罪を償うのが当たり前ですが、未だに謝罪も償いもされていません。

現在に至って、ウソをついた被告東電が、苦汁の生活を強いられている私たちを旧町民と蔑視し、上目使いで私たちを見下していることは絶対に赦せません。

3) 本件事故は第一原子力発電所を物理的に破壊し、その影響で双葉町も、町民並びに私自身も物理的に破壊されてしまいました。私は、これを傷害事件と呼ぶ理由につ

いて、人為的に事故は防ぐことができたからです。後知恵になるかもしれませんが、「福島県原子力行政のあらまし(平成22年度版)」を読みますと、原子力発電所のトラブルの記録と、それに伴い福島県が東京電力㈱に対し安全対策を求めていたことが示されているのです。また、原子力発電所との安全にかかわる協定も示されていることから、トラブル防止対策について例外がなく、東京電力㈱は求められていたことが記されていますので、東京電力㈱を加害者と決めています。

4) 平成23年3月11日、私は、福島第一原子力発電所事故発生時に、要介護者等の高齢者をサポートする「社協」で、ディサービス、訪問介護等の仕事の統括をしておりました。

社協は同日16時ころから、大地震と大津波による避難者の受け入れ、要介護者の介護に、大混乱の中で全職員が対応していました。又、この施設にある給食施設で、夜を通してご飯を炊き、おにぎりを作り、各地の避難所に配ることもしていましたので、職員は一睡もしませんでした。

5) 私は平成22年度福島県原子力防災訓練に参加しました。その時は事故が発生し緊急事態宣言が発出されると直ちに、この施設にも避難指示が出され、避難する体制を整え、何名かの要介護者を避難場所の双葉町体育館に運びました。

今度の事故では、3月11日に町から何の指示もなかったのです。防災訓練で経験したシナリオのように避難指示が速やかに伝えられ、その後直ちに避難していれば3月11日中に双葉町から避難をすることはできたのです。

6) 3月12日の町からの避難指示は午前8時少し前でした。それからヘルスケア内

に避難していた約200名を超える町民に、町からの避難指示を伝え、若い職員と共に川俣町に向かわせました。この時は、ベントで放出された希ガスや放射性物質によって、双葉町内が驚愕な線量(上羽鳥地区モニタリングポストの値4.6ミリシーベルト/時間当たり)に汚染されていたことも知らず、その後、要介護者等の避難準備、また、町内で1人暮らしをしていて避難していない要介護者がいるとの情報から、それぞれの自宅を訪問し連れ出し、また、重度の要介護者はヘリコプターでの避難をさせるためにヘリコプター発着所の双葉高校のグラウンドに移動している最中、あの鈍い爆発音を聞いたのでした。

このため、3月12日は、午前中の1号機のベントによる被ばく(このことは現在も通知されていない)、15時36分の1号機の爆発による被ばくと二重の被ばく被害をさせられました。この時の被ばく被害量は、避難先の川俣町で行った13日夜のスクリーニング検査の結果、大量に被ばくしていたと検査に来ていた係員(所属、氏名は名乗らず)が語っていましたので、この被ばくは避難の遅れが原因だったのです。

7) 私たち社協の職員と施設利用者の被ばくは、政府災害対策本部が事故発生時の役割に不当に介入して、原子力安全・保安院の組織をマニュアル通りに機能させなかったための被ばく被害と考えています。

私の受けた被ばくは目には見えない被害で、今でも13年前に浴びた放射能で、身体にどんな異常となって現れるのか非常に心配しています。身体的影響では、被ばくをする前には無かった頭の毛髪が薄くなり、体毛が無くなり、そして時々起きる体の不調を考えると被ばく以外に考えられません。このようなことが続いているために、事故で被ばくさせられて以来、将来、今後の人生が不安となり精神的に良くないのです。このことを、同じ環境、同じ場所で被ばくをしていない専門家たちが、被ばくの影響を否定していますが、彼ら自身が私と同じ環境下で、同じく被ばくしてから言えと主張しておきます。

この事故で被った損害、被害は際限なく完全な回復を求めることにしています。

8) 以前の原子力防災訓練時には必ず双葉町災害対策本部が合同対策協議会に参加していたという実績がありますが、今度の事故時にはなぜ参集がされなかったのか、説明もなく了解もしていないと聞いています。

被告国からすべての情報が町に入らなかったと聞いています。このことで町は事故情報を得ることができず、私たち多くの町民の避難が遅れ、受けなくとも良い大量の外部被ばく、呼吸被ばく、接触被ばくを受けたのです。このことは原子力安全・保安院の許される不作為と聞いています。

政府災害対策本部から双葉町への情報は、我々社協職員にとっても命綱であったのに、全く知らされなかった不作為は永遠に赦すことはできません。

9) 双葉町副町長になって知ったことは、避難開始指示、避難指示エリアの決定、中間指針、そして解除の条件等々すべてを被告国、被告東電が、双葉町及び双葉町民を排除したまま、相談と同意を得ることなく、一方的に押し付けていることが分かりました。

私には、このような不条理に従わなければならない理由は全くありません。

対話と合意をすることなく、今回の事故においては、私たちの自己決定権を顧みず、私どもの私権に係ることまで、すべて被告国、被告東電が決めて従わせるのは違憲だと考えています。このようなことは将来に禍根を残すのみで、解決には永久に至りません。

本件事故は前例のない事故であっても「想定外」という逃げ口上は通用せず、最良の解決策は、問題解決の原点である被災者と国・東電の当事者が、直接一堂に会して様々な問題を討論し、合意し解決に至るのが本筋であると考えています。

10) 令和4年6月17日に最高裁判所が、本件事故について国に責任がないと判決を出しましたが、事故発生以来、被災者救済、事故処理、除染事業及び復興事業に国が国民(証人も含む)の税金を使っています。この判決に従えば国に責任がないのだから、国民の税金を使うことは間違いになります。今回の事故は地震にしても、津波にしても事故が想定されていたにも関わらず、何ら対策をしてこなかった東電が招いた事故であることは多くの資料・文献等から判明していますので、被告東電の責任は免れません。

11) 又、日本には放射線被ばく限度に関する法律があり、1ミリシーベルトが限度とされていて、例外規定はありません。全ての国民は平等でなければなりませんので、私はこれを私の既得権と理解しています。それを何の法的根拠もない20ミリシーベルトを、そのまま避難指示や賠償基準、並びに避難解除の数値として使っているのは、平等の原則から違法であると考えています。このことは本件事故の最大の偽装問題と捉えていますので、平成23年3月11日から従来の1ミリシーベルト以下という基準は法の下に堅持されなければなりません。

むすびに

当法廷で証言したいことは、原告の思いと同じく、私の既得権の双葉町における住む権利は喪失されないこと、事故前には原子力発電所からの被ばくを了承してないこと、又、本件事故後に被告国、被告東電のウソを強制させられないことを主張しておきます。

又、本件事故に際し、被告らのウソによる被害は、私を不意打ちの事件に巻き込み、しかも日本史上最大の被ばく(レベル7×4基の規模)をさせられ、私権侵害と健康の維持を壊された被害・損害は後年度にまたがりますので、無過失・無期限の被害に対する賠

償請求権を子孫に相続します。

以上

証 人 質 問 事 項

《証人 菅直人》

裁判所の排除により未遂

証人 菅直人

- 1 先ず、お名前と平成 23 年 3 月 11 日のときの役職をお答えください
- 2 政府原子力災害対策本部長が遵守しなければならない災害関連法についてお聞きします
- 3 平成 22 年度原子力総合防災訓練において菅総理はどこで指揮を執りましたか、又、何を語りましたか、そしてテレビ会議システムを使用しましたか、
証人は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以降、「本件事故」という。）に際して、平成 22 年度原子力総合防災訓練の経験を隠ぺいして、全く違う指示を出したのはなぜですか
- 4 本件事故について、緊急事態宣言（案）はだれから、いつ、どこで受け取って、どこで発出しましたか
- 5 「政府事故調（中間報告書）55 頁図Ⅲ－1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3 月 15 日以前）を提示」この組織は原災法には存在していないことについてお聞きします

「政府事故調（中間報告書）75 頁提示」池田経産副大臣に政府災害対策本部長の権限の一部委任の告示がないので、双葉町災害対策本部は政府災害対策本部の影響下にないために、本件事故発生以来、すべて政府災害対策本部の

決定に合意・同意はしていないので、指示・決定は全部無効であることについてお聞きします

- 6 被告らがいう、原告ら発電所周辺の町は、「津波と地震対策で手が回らず、オフサイトセンターに参集できなかったと」は、事実ではないウソを語っていますが証人はご存じでしたか
- 7 本事故において、官邸地下の危機管理センターを使わなかった原因と理由についてお聞きします、又、予め防災訓練で準備されていた「組織」を動かさずに、現場を知らない総理が主導したのは職権の乱用ではありませんか
- 8 原子力災害対策特別措置法に基づいて緊急事態宣言を発出したのだから、同法に基づいた災害対策本部の体制をとらなければならなかったが、その形跡が見当たらない原因についてお聞きします
- 9 原子力災害対策特別措置法に基づかない違法な指示等に国民は従う理由がないので、本件事故後の被ばく被害隠しなどのあらゆる行為は無効であることについてお聞きします
- 10 発電所周辺とりわけ、双葉町は 5 号機・6 号機が立地する公共団体であるのに、事故情報が直接得られなかったことで、町民は避難が遅れて不当な被

ばくをさせられてしまいました、この責任についてお聞きします、又、双葉町は不利益情報の不告知による不利益が永久に続くことになりました、この責任者は罰せられなければなりません、証人のお気持ちをお答えください

11 官邸から防衛省へ送ったファックスについてお聞きします

12 総理指示で情報を止めろという指示についてお聞きします

13 福島民報新聞記事についてお聞きします

14 証人の著書「東電福島原発事故 総理大臣として考えたこと」の17頁の「初動」に【私は原発事故対策の初動がスムーズでないことに苛立っていた。】と記載されていることについてお聞きします

15 菅総理と原告が初めて官邸で会った時の会話についてお聞きします

16 騎西高校に来られた時に町民から寄せられた要望についてお聞きします

17 双葉町の汚染量 「今中哲二資料と県のデータ提示」についてお聞きします

- 18 「～それから歳をとった母親のことでした」についてお聞きします
- 19 証人は、本件事故前に福島第一原子力発電所の見学をされていましたか
- 20 福島第一原子力保安検査官事務所に常駐の原子力防災専門官が緊急事態対応拠点施設（オフサイトセンター）にある一斉召集システムのボタンを押せば、あらかじめ決められていた参集要員は参集することになっていたことをご存じでしたか
- 21 本件事故において、過去の防災訓練のマニュアルが葬られてしまったが、原因はどこにありますか
- 22 証人は、原告が双葉町災害対策本部長に課せられている責務についてご存じでしたか
- 23 証人が作った「政府と東電の統合対策本部」は、原災法の下でオフサイトセンターに設ける原子力災害合同対策協議会よりも上位になるのですか
- 24 証人（当時の政府災害対策本部長）が作った、「内閣府原子力被災者生活支援チーム」の根拠法と分限はどこに示されてありますか

- 25 「内閣府原子力被災者生活支援チーム」は原災法上の合同対策協議会を超えて、被災者に指示ができますか
- 26 内閣府原子力被災者生活支援チームが、本件事故前の約束を反故にして、
20 ミリシーベルトという被ばく基準で、原告らは苦しめられています、どうすればよいのでしょうか
- 27 内閣府中央防災会議は、長期評価に基づき福島県沿岸市町に津波対策を求めることなく、双葉町は津波で人命を失いました、どのようにお考えですか
- 28 本件事故後に発電所周辺自治体（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町）が合同対策協議会から排除されて、事故対応が進められています、これを主導したのは証人ですか
- 29 発電所周辺自治体（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町）は、過去の防災訓練の実績から、合同対策協議会で事故情報の共有をすることは既得権です、これを排除してきたことをどのように思いますか
- 30 双葉町は今、本件事故でバラバラになり消滅しそうです、何が原因だと思いますか、又、どうすれば避難指示前の双葉町にもどれますか、避難指示を出した責任者としてお答えください

- 31 被告国が責任を回避していて、双葉町は現在、強度の放射能汚染の環境で自
助という責任を転嫁されていて困っています、どうすればよいのでしょうか
- 32 東日本大震災に伴う「本件事故」の行政側の事故対応は合法だと言えますか
- 33 証人は早い段階から原発はいらないと語っています、どういうことなのでしょう
か
- 34 本件事故で、原発は発電所立地を利権の毒で壊しました、復興といっても、
ほとんど中央に利益がもたらされています、証人はどのように思いますか
- 35 証人にお聞きします、どうして発電所周辺自治体を合同対策協議会に参加
させなかったのですか
- 36 同じく、菅政権は被ばく被害がなかったことにしたい理由は何ですか
- 37 同じく、福山官房副長官が双葉町民の被ばく検査を妨害しましたが、本部長
である証人の指示でしたか
- 38 同じく、事故前の約束では、事故の広報は ERC（保安院内に設置される緊

急時対応センター）と OFC（現地のオフサイトセンター）が行うことになっていたのを、官房長官が行ったのですか、又、緊急時環境放射線影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）は、11 日 23 時 49 分に福島県原子力センターに届いていたということは、政府災害対策本部ではその前に知っていたことになりますが、なぜ、公表しなかったのですか

39 同じく、原子力基本法の理念の自主・民主・公開であるべきところ、世界最大の事故に対応するのに、個室のような総理執務室脇の世界最小の小部屋で指揮を執ったのですか

40 同じく、中間貯蔵施設設計画には、汚染物質を出した被告東電と当該地権者に交渉権があるのに、菅総理が決めることは、憲法でも侵すことができない地権者の所有権の侵害になります、おかしいとは考えられなかったのですか

41 ついでに、第一原発に行かれた時、社員・作業員たちに浴びせた罵声は、憲法第 18 条に反していました、社員・作業員を采配するのは、所属する上司になります、采配の権利を侵したことになりますが、「死を迫る」という脅迫は禁物です、謝罪して、訂正するお気持ちはありますか

42 証人の、原告排除の采配の後遺症で、現在、双葉町は崩壊の危機に立たされています、地域の秩序を混乱させた責任を取ってください

- 43 証人のご活躍は大変なものです、証人は災害の全体の長です、原発事故現場にだけ深入りしましたが、東日本大震災に伴う被害は、太平洋沿岸市町村全部に及んでいます、災害対策の基本である人命、身体及び財産の保護に尽力した記録が残っていませんが、証人が全体の責任者として采配して救われた命があったとすれば、救われなかった人々の被害は、証人の不作為になりませんか
- 44 証人の記録には、日本の長として、適時・適切に災害対応を行ったというよりは、枝葉末節にこだわり、長として名君と後世に称えられるような場面がないのは、非常に残念ですが、この考えは間違いですか
- 45 証人は、原子力行政、原子力発電所の雰囲気、構造、動作及び事故前のトラブルの記憶等に関して、全くの素人であることは、早い段階から見えていたが、権力をかざして現場に介入したので、余計に事故現場及び双葉町は混乱を極めたことは認識されていますか
- 46 原子力発電所には、手探りで歩き回ることができる作業員、長年の「感」で状態を見極める専門屋が育っていましたが、東京の素人政治家たちが現場に主導権を預けなかったために、大きな混乱が生じたことがお分かりですか

- 47 枝野幸男官房長官が記者会見で、ベントを分かりにくい言葉の「圧力を抑制する措置」と語ったのは、現場のプロには通じない言葉だったことから、被ばく隠しが始まっていたと考えています、原告を含む双葉町民が、我が国最大の被ばくをしていることを公表させないことは、ここから始まっていたと考えていることについてお答えください
- 48 本件事故で壊されたものは、家庭、地域、生業・職場、農地、山林・原野、公共施設、学校、幼稚園、保育園、寺社仏閣などと、町民の絆、夢、希望、憩い、うるおい、生きがい、趣味、スポーツ・演芸活動なども壊されています、一方の東京電力は会社、社員の職場は健在で収入も持続しています、これは不平等ではありませんか、これで、災害対策基本法にうたわれている身体、生命・財産の保護とは程遠い状態を拵えたのは原発事故なのです、このようなことにメスを入れないで、身体、生命、財産の保護に至っていない事故対応は失敗だと考えています、証人はどのように思いますか
- 49 被ばく被害の検査対応で、一番妨害したのは福山官房副長官でした、証人はご存じでしたか、原告が騎西に移動してからホールボディ検査をするよう再三、福山官房副長官に申し入れましたが、放置され続けました、時遅れて彼からホールボディ検査をするという連絡が入りましたので、内容を確認したところ、町長だけ町民に黙って検査に行ってくださいというので、「俺

は、双葉町民の検査を要求していたので、俺だけではいけない」と断りました、なぜ、こそこそ検査をしなければならないのか証人は、理由をご存じでしたか

- 50 最高裁判所及び各地の高等裁判所では、本件事故について国に責任がないと判示していますが、本当に責任がないとなれば、原子力災害対策という名の行政の関与と費用負担が不要になります、もちろん、政府災害対策本部も双葉町災害対策本部も無用になることを意味します、証人は、法の裏付けの無い避難指示を行ったことになり、証人の責任が問われます、この判断についてお伺いします

この結果、本件事故の対処に要した国税は不当支出となり、全て国庫に返納しなければなりません、この判断もお伺いします

- 51 上記の判決によれば、国に責任がないとすれば、国民にも責任がないので、被ばくの我慢をさせられる理由も、外国機関の被ばく隠しに騙されることも、悪意の中間指針に騙されることも、核のゴミ置き場の中間貯蔵施設を造られることも、税金を賦課されることもなく、全部被告東電の負担になることなので、経産官僚に騙されずに、国民は丸め込まれることもないという考えになりますが、証人はどう理解されますか

- 52 証人は全体の責任者です、「総理大臣官邸原子力災害専門家グループ」とい

う人たちには、原子力利益相反関係と思しき者たちが大勢おります、この方たちと原告は本件事故前の原子力防災行政上で一度も顔を合わせたことがない人たちです、このグループの中には、原子力利権に関わっていない在野の専門家がメンバーには入っていません、人選に問題があるようですが証人の意見をお伺いします

- 53 最後にお聞きします、発電所を誘致した双葉町は、事故対応組織から排除され、対話と事故情報の共有を阻まれ、内閣府の軽挙妄動に支配されなければならないのかその理由をお答えください

- 54 その他関連質問

おわり

証 人 質 問 事 項

《証人 小森明生》

裁判所の排除により未遂

(別紙2)

尋問事項

証人 小森明夫

- 1 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に定めていた協定は遵守されたのかについて
- 2 東京電力株式会社がどこでも、誰にでも語ってきた「止める」「冷やす」「閉じ込める」が実行できなかった理由と責任について
- 3 平成22年度福島県主催の原子力防災訓練に参加していたのに、本件事故では訓練のとおりには発電所周辺6町が合同対策協議会に参加していないことに違和感がなかったのかについて
- 4 平成18年4月21日電気事業連合会で武黒一郎氏が「事業者の被ばく低減に係る取り組み状況」という資料の3/13頁には、「・原子力発電所周辺の公衆の被ばくとして、年間0.001ミリシーベルト未満（規制：放射線限度1ミリシーベルト/1年を十分下回る。また、自然放射線の国内地域差年間0.4ミリシーベルトに比べてもわずか）【出典】原子力施設運転管理年報平成16年実績」と記されているが、現在国は、発電所周辺の住民に対して、年間20ミリシーベルトという二重基準を押し付けているが、これは原発が事故を起こさなければこのようなことはなかった。これを当時の第一原発の

所長としてどう思いますか

- 5 双葉町災害対策本部長が 1 号機のベント被ばくと 1 号機の爆発物を頭から被らされたことは、重大な安全確保協定違反であることにも関わらず、被告東電は謝罪をすることもなく、そしらぬ顔をしているが、このことについて
- 6 平成 20 年 9 月 10 日 福島第一原子力発電所第二応接室で行われた秘密会議では、津波対策は不可避と示されていることについて
- 7 「写真提示」致死量の放射性物質を放出しましたと涙ぐんでいるが、その時の数値はいくらだったのか又、この数値は双葉町に報告していたのかについて
- 8 双葉町災害対策本部長の安全確保協定に基づく現場調査について
- 9 本件事故では、これまで経験をしたことがない自然災害等の免責規定が存在しないことについて
- 10 平成 18 年 8 月 28 日小森所長の前任者の大出所長のときに提出された「信頼回復に向けた 4 年間の道のり」について
- 11 被告東電から、現在は避難させられている町民を「旧町民」と呼ばれているのは、行政判断のできない被告東電の人権侵害です、被告東電は加害者で償

務者であることを忘れてはいけないのです、元常務としてお答えください

- 12 被告東電が100パーセント双葉町・双葉町民の信頼を裏切ったのです、あってはならない発電所周辺監視区域「外」に回復しがたい放射能汚染をもたらしたのです、そして、町民たちに義務のない被ばく被害を与えてしまったのです、証人は元発電所所長としてどのような気持ちですか
- 13 「止める」「冷やす」「閉じ込める」という公約を守れなかったのだから、汚染者負担の原則で、町民に片づけさせてはなりません、理解していただけますかお答えください
- 14 被告東電に課せられている「無過失」「無限」責任を隠ぺいし、賠償を一方的に打ち切っていますが、証人はそれでよいとお考えですか
- 15 最高裁判所の判示では、国に責任がないことになっているようです、この判決でいえば、事故の責任は唯一被告東電にだけ存在するということです、これを証人はどのようにお考えですか
- 16 15の質問に続いて、国に責任がないのだから、全ての事故対処費用に国税は使えません（災害救助法も）、原賠法にも支障が出てきます、また、環境省が公共事業だということで進めてきた除染事業、中間貯蔵施設事業は、直ちに停止し、損害が発生したら補償、賠償を行い、これまでの事業費を被告東電に請求しなければなりません、さらに福島県内で行っている復興事業費用も被告東電の補償事業に費用項目を変えなければなりません、以上について証人は最高裁判所の判示をどう思いますか

- 17 証人の前任者の大出所長に申し上げていたのは、発電所から毎日届けられるトラブル報告の多さに、「こんなことが続けば、やがて大きな事故に繋がります、会社は倒産しますよ」と警告をしたことがある、これを解消するために、技術の原点に戻るために「失敗に学ぶ教室」を設けるよう進言したことがある、やがて、大出所長は正門わきの建屋内に「失敗に学ぶ教室」をつくり、開所式に双葉、大熊、富岡、楢葉の各町長が出席している、これは証人も引き継いでいるはずだが、どうして、平成20年の秘密会議を行ったのか、証人は失敗に学ばなかったことになるが、証人に証言を求める
- 18 証人との印象が深いのは、だるま市に奥さんと一緒に訪れて、ご挨拶をされた記憶がある、証人と部下たちは町の行事に「来賓」として迎えていたが、裏で秘密会議等をやっていたこと等全く知らなかった、今考えると証人以下、東京電力は「来賓」ではなく、「町を壊す犯罪者」だったことが分かったのは、事故後の被告東電の町民に対する強圧的態度である、証人に証言を求める
- 19 その他関連質問

おわり